

独立行政法人農業者年金基金の
令和7年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

厚生労働省

様式１－１－１ 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農業者年金基金			
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）		
	中期目標期間	令和5年度～令和9年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	経営政策課長 渡邊 顕太郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 野添 剛司
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	企業年金・個人年金課長 岸本 哲也
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官（調査分析・評価担当）山田 勝土
3. 評価の実施に関する事項				
7月30日：独立行政法人農業者年金基金理事長等へのヒアリング及び農林水産省独立行政法人評価有識者会議農業者年金基金部会の開催				
4. その他評価に関する重要事項				
特になし。				

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における初期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		B	B	B		
評価に至った理由	項目別評価は、重要な業務 11 項目のうち、2 項目が a 評価、9 項目が b 評価であるが、困難度の高い若い農業者の加入の拡大や手続・業務のデジタル化の推進等において成果が見られたため、農林水産省の評価基準に基づき、6 つの大項目のうち 1 項目が A 評価、残りの 5 項目が B 評価となり、大項目の点数をウェイトを用いて算出した結果、「B」評価とした。 ※3 点(A)×4/13+2 点(B)×5/13+2 点 (B) ×1/13×4 項目=2.31 点 1.5 点以上 2.5 点未満：B					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	昨年に引き続き、「農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実」について目標を上回る成果が認められるとともに、本年は手続・業務のデジタル化の推進において、現況届の省略や保険料上限額引上げ等の準備をデジタル技術を活用しながら進めるなど、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	「業務改善の推進」や「手続・業務のデジタル化の推進等」において、農業者老齢年金に係る現況届の省略や農業者年金保険料の上限額の引上げに向けたシステム改修に着手したことは評価できる。今後、現況届の省略及び農業者年金保険料上限額の引上げに向けたシステム改修とその実施に向けた周知等について確実に実施する必要がある。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	(外部有識者からの意見) ・資産運用は専門性の高い業務であり、長期間業務に就くなど、知識を蓄積できる工夫をすべき。 ・広報活動について、委託機関が自ら動画等を作成するなど、独自の活動も見られるが、優良な取り組みは各地で相互に利用していくべきではないか。 ・COBOL について、今後も使うことに問題ないと記載されているが、予算の観点から、脱 COBOL に向けて検討していく必要はないのか。 ・評価項目の数が多いと感じるので、項目の整理や重要な項目のウェイトの付け方を検討すべき。

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）		評価年度					項目別 No	備考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		B	A	B			第 1	
1 農業者年金事業		A	B	B			第 1－ 1	
(1)迅速かつ適正な事務処理（適用・収納関係）		a	b	b				
(2)被保険者資格の適切な管理		a○重	b○重	b○重				
(3)保険料収納業務の円滑な実施		b	b	b				
(4)過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付		b	b	a				
(5)迅速かつ適正な事務処理（給付関係）		a	b	b				
(6)年金等の受給漏れの防止		a○重	b○重	b○重				
(7)受給資格のある者への適切な年金給付		b○重	b○重	b○重				
(8)源泉徴収事務の適切な実施		b	b	b				
2 年金資産の安全かつ効率的な運用		A	A	B			第 1－ 2	
(1)基本方針に基づく安全かつ効率的な運用		a○重	a○重	a○重				
(2)資金運用委員会等によるモニタリング		b	b	b				
(3)政策アセットミックスの検証・見直し		a	b	b				
(4)運用の透明性の確保		b	b	b				
(5)スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資		a	a	b				
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		B	A	A			第 1－ 3	

中期計画（中期目標）		評価年度					項目別 No	備考
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		B	B	B			第 3	
財務内容の改善に関する事項		B	B	B				
(1)業務の効率化を反映した予算の策定と遵守		b	b	b				
(2)決算情報・セグメント情報の開示		b	b	b				
(3)業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施		b	b	b				
(4)貸付金債権等の適切な管理等		b	b	b				
(5)長期借入金の適切な実施		b	b	a				
(6)将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検		b	b	b				
Ⅳ 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画		B	B	B			第 4	
予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画		B	B	B				
(1)支出削減の取組		b	b	b				
(2)法人運営における資金の配分状況		b	b	b				
Ⅴ 短期借入金の限度額		－	－	－			第 5	
Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		－	B	B			第 6	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項		B	B	B			第 7	

(1)若い農業者の加入の拡大 (2)女性農業者の加入の拡大 (3)加入推進活動の実施 (4)加入者に係るデータ収集・分析 (5)ホームページ等による情報の提供	<u>b○重</u>	<u>a○重</u>	<u>a○重</u>				
4 加入者等に対して提供するサービスの向上	B	B	B			第1 －4	
(1)年金額の「見える化」の推進 (2)手続のオンライン化等 (3)年金相談	b b b	b b b	b b b				
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	A			第2	
1 業務改善の推進	B	B	A			第2 －1	
(1)業務の簡素化・効率化 (2)農業者年金記録管理システムの利用促進 (3)業務のデジタル化による諸規程等の見直し	b b a	a b b	a b a				
2 手続・業務のデジタル化の推進等	A	B	A			第2 －2	
(1)事務手続・事務処理のデジタル化の推進 (2)新たな農業者年金記録管理システムの構築 (3)源泉徴収システムの検討及び整備 (4)情報システムの適切な整備及び管理	a b b a	b b b b	a b b a				
3 運営経費の抑制	B	B	B			第2 －3	
(1)一般管理費及び業務経費の削減 (2)給与水準の適正化	b b	b b	b b				

1 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) (1)方針 (2)人員に関する指標	A a b	B b b	B b b			第7 －1	
2 積立金の処分に関する事項	B	B	B			第7 －2	
3 内部統制の充実・強化	B	B	B			第7 －3	
(1)経営管理会議による内部統制の充実・強化 (2)コンプライアンスの推進 (3)リスク管理の徹底	b○重 b○重 b○重	b○重 b○重 b○重	b○重 b○重 b○重				
4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	A	B	B			第7 －4	
(1)情報セキュリティ対策の推進 (2)個人情報保護対策の推進 (3)研修等の実施	a○重 b○重 a○重	b○重 b○重 b○重	b○重 b○重 b○重				
5 情報公開の推進・適切な文書管理	B	B	B			第7 －5	
(1)情報公開 (2)文書管理	b b	b b	b b				
6 適正な監査の実施等	B	B	B			第7 －6	
7 業務運営能力の向上等	B	B	B			第7 －7	
(1)研修の充実 (2)委託業務の質の向上	b b	b b	b b				
8 温室効果ガスの排出の削減	B	B	B			第7 －8	

4 調達の合理化	B	B	B			第2 －4													
5 組織体制の整備等	B	B	B			第2 －5													
(1)組織体制の整備 (2)働き方改革の推進 (3)情報システムの整備及び管理の ための体制整備	a b b	b b b	b b b																

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付し、重点化の対象とした項目については各評語の横に「重」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式１－１－４－１ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１	農業者年金事業		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003217

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
評価の対象となる指標	達成目標	基準値	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
国民年金の被保険者記録との突合による不整合者の割合	不整合者の占める割合を0.6%以下		0.52%	0.55%	0.56%				予算額（千円）	179,440,771	168,874,126	165,971,946		
									決算額（千円）	173,641,290	163,701,301	160,965,315		
									経常費用（千円）	100,020,386	64,400,788	86,396,928		
									経常利益（千円）	△21,733,285	6,790,063	△21,381,256		
									行政コスト（千円）	100,020,386	64,422,069	86,412,925		
									従事人員数	38.13	38.63	38.73		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
					業務実績	自己評価													
	第3 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			B	評価	B											
							4つの中項目のうち1項目がA評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価 ※3点(A)×5/12+2点(B)×3/12+2点(B)×2/12×2項目=2.42点 1.5点以上 2.5点未満：B												
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			B	評価	B											
							8つの小項目のうち1項目がa評価、7項目がb評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価 ※3点(a)×1/10+2点(b)×2/10×2項目+2点(b)×1/10×項目=2.1点 1.5点以上 2.5点未満：B												
	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理を行うとともに、その処理状況を、毎年度、定期的に公表する。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、その原因の究明と再発防止策を講じる。	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に提出された届出書等の処理を迅速に行う。 業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、届出書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等におい	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 迅速かつ適正な事務処理 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に提出された届出書等の処理を迅速に行う。業務受託機関において、手続が長期化する主な要因は、届出書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することであることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度へ	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。	<主要な業務実績> ① 制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした「令和7年度新任者入門研修会」（令和7年4月開催）（以下「新任者入門研修会」という。）、「令和7年度農業者年金新任者等業務研修会」（令和7年5月開催）（以下「新任者等業務研修会」という。）及び「令和7年度農業者年金専門業務研修会」（令和7年6月開催）（以下「専門業務研修会」という。）並びに「令和7年度農業者年金業務担当者会議」（令和7年4月開催）（以下「担当者会議」という。）及び「各ブロック農業者年金業務担当者会議」（令和7年10・11月開催）（以下「ブロック会議」という。）において、年金制度や事務処理の注意点等を説明した。 また、都道府県段階の業務受託機関が主催する農業委員会及びJA 担当者を集めた研修会においても制度説明の他、届出書等の記入方法や必要な添付書類の説明を行った。 ② 提出のあった届出書等に係る標準処理期間（30日）内の処理割合は、令和7年8月処理分及び令和8年2月処理分がいずれも100.00%であり、それぞれの結果を翌月（令和7年9月及び令和8年3月）に基金ホームページで公表した。 【標準処理期間内処理割合】（単位：件、%） <table><tr><th>処理年月</th><th>処理件数(a)</th><th>期間内処理(b)</th><th>b/a</th></tr><tr><td>令和7年8月</td><td>186</td><td>186</td><td>100.00</td></tr><tr><td>令和8年2月</td><td>389</td><td>389</td><td>100.00</td></tr></table> ③ 業務受託機関における事務処理遅延の有無を確認し、仮に	処理年月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	令和7年8月	186	186	100.00	令和8年2月	389	389	100.00	<評価と根拠> 評価：b 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした会議及び都道府県段階の業務受託機関が主催する研修会において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関における処理の迅速化に努めた結果、加入申込書等の標準処理期間内の処理割合は、年2回（令和7年8月処理分及び令和8年2月処理分）とも100.00%の成果を上げ、調査の翌月に調査結果を基金ホームページで公表した。 また、業務受託機関での事務処理遅延が発生したが、届出者への説明対応、業務改善計画（再発防止策）の提出を求め、遅延していた届出書の迅速な処理を行うとともに、発生した事案の原因を究明し再発防止策を講じた。 さらに、事務処理遅延が複数回発生した業務受託機関を対象に特別審査を実施し、再発防止策が現状においても適切に継続され、確実に事務処理等が行われていることを確認した。 以上のことからb評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標	標準処理期間内で申出書等の処理を実施するとともに、処理状況の調査を年2回実施しその結果を公表した。また、業務受託機関で発生した事務処理遅延について業務改善計画を提出させ再発防止策を講じ、当該再発防止対策の効果についても検証するなど取組は十分である。以上から、自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。
処理年月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																
令和7年8月	186	186	100.00																
令和8年2月	389	389	100.00																

	【指標】 ○ 事務処理遅延等が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じたか。	て、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された届出書等については、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した届出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な届出書等の提出が行われるよう指導する。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明及び再発防止策を講じる。 また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託	の理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努めます。 これにより、提出された届出書等については、標準処理期間（基金が定める通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）内に処理することとし、届出書等の処理状況の調査を8月と2月に行い、その結果を翌月の9月と3月に公表します。 なお、不備が判明した届出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な届出書等の提出が行われるよう指導します。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じます。 また、年1回、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見さ	遅延している届出書等が発見した場合は、当該業務受託機関の事務処理体制を是正等するため、年1回、全業務受託機関に対して事務処理状況調査を行っている。令和7年度は、令和7年9月1日～9月19日を調査実施期間とし、事務処理遅延が発覚した場合は、「事務処理遅延報告書（速報）」を求め、10月17日までに「業務改善計画（再発防止策）」を提出するよう周知した。 今年度は、被保険者資格の適用及び保険料の収納関係の届出書等の遅延はなかった。 ④ 事務処理状況調査以外の期間においても、届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡を受けることとし、当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。 ⑤ 事務処理遅延が複数回発生した業務受託機関を対象に特別審査を実施し、再発防止策が現状においても適切に継続され、確実に事務処理等が行われていることを確認した。	を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	---	---	---	--	--

	機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求める。	れた場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求めます。																		
イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。 また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、定期的な確認が可能となるよう検討を進める。 【指標】 - 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。 (前中期目標期間実績：年2回) - 不整合者の占める割合を0.6％以下と	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金被保険者資格記録の確認を2回以上実施する。 不整合が確認された者に対しては、不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.6％以下とする。 また、特例保険料について、要件を満たしていない被保険者に適	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての被保険者及び待期者を対象に、国民年金被保険者資格記録の確認を年2回以上実施します。 不整合が確認された者に対しては、不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。	<主な定量的指標> ・不整合者の占める割合。 <その他の指標> ・農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 ・突合結果を踏まえた適正な管理。 <評価の視点> ・突合を行ったか。 ・その結果、不整合となった被保険者等に対し、必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。	<主要な業務実績> ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、令和7年4月及び11月に全ての被保険者及び待期者を対象に両記録の突合を実施した。 この突合結果により、不整合となった被保険者等(以下「不整合者」という。)に係る記録確認リストを不整合者がいる業務受託機関へ送付し、必要な届出書等を速やかに提出するよう指導を依頼するとともに、基金からも不整合者に対して申出書等の提出を促すための通知を送付した。 【不整合者の状況】(単位：人、％) <table><tr><th rowspan="2">突合年月</th><th rowspan="2">突 合 対 象 者 数</th><th colspan="2">不整合者数【不整合者の割合】</th></tr><tr><th>当初</th><th>6 か月経過後</th></tr><tr><td>令和7年4月</td><td>68,100</td><td>1,146【1.68】</td><td>382【0.56】</td></tr><tr><td>令和7年11月</td><td>67,754</td><td>1,020【1.51】</td><td>—</td></tr></table> 主な不整合事由が、国民年金付加保険料の記録がないことであることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」(以下「重要事項」という。)について、新規加入申込者及び再加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。 また、加入申込書に業務受託機関が加入申込者に対して重要事項の説明及び配付を行ったことを確認する欄を設け、指導の徹底を図っている。 さらに、不整合者の解消に向けて、令和8年度から不整合事由が国民年金付加保険料の記録がない不整合者へ、基金から国民年金付加保険料の納付手続等の案内を送付することについて令和7年度農業者年金基金業務連絡協議会委員・幹事合同会議(令和8年2月開催)において周知等を行った。 ② 政策支援加入している全ての被保険者を対象に、令和8年3月下旬に自己点検票を送付し自己点検の実施を促し、点検の結果、資格要件が不該当であった場合には、速やかに必要な届出書の提出を行うよう周知した。	突合年月	突 合 対 象 者 数	不整合者数【不整合者の割合】		当初	6 か月経過後	令和7年4月	68,100	1,146【1.68】	382【0.56】	令和7年11月	67,754	1,020【1.51】	—	<評定と根拠> 評定：b 被保険者資格記録の突合を年2回実施し、不整合者に対して必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう、①不整合者に係る記録確認リストの業務受託機関への送付、②不整合者に対する届出書等の提出を促すための通知の送付、③国民年金付加保険料納付の義務を記載した重要事項の説明・配付の徹底、④研修会等における周知、⑤従来の新規加入時に加えて、再加入時の重要事項の説明・配付の実施等、取組可能な働きかけを粘り強く行い、不整合者の占める割合が年度計画の目標である0.6%以下を下回り、かつ前中期目標期間の平均値0.58%も下回る0.56%となった。 また、政策支援加入者に継続して資格要件を具備しているか自己点検票を送付し、自己点検の結果、資格要件が不該当の場合には必要な手続を行うよう働きかけを行った。 以上のことからb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定b 農業者年金被保険者資格の確認のため、年2回、国民年金被保険者資格記録との突合を行い、不整合となった被保険者等に必要な申出書等を提出するよう通知するとともに、業務受託機関を通じ不整合の主な要因である国民年金付加年金保険料の記録がない者に対して納付手続等の案内を送付する等、周知徹底を図っている。これらの取組により不整合者の占める割合は目標である0.6%を下回る0.56%となる等、取組は十分であり、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
突合年月	突 合 対 象 者 数	不整合者数【不整合者の割合】																		
		当初	6 か月経過後																	
令和7年4月	68,100	1,146【1.68】	382【0.56】																	
令和7年11月	67,754	1,020【1.51】	—																	

	する。 (前中期目標期間の平均値：0.58%)	用されることを防止するため、特例保険料の申出時に加えて、毎年度1回確認を行う。	いない被保険者に適用されることを防止するため、年1回、特例保険料の対象となっている被保険者に自己点検票を送付し、その結果、不該当であった際には必要な届出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。					
	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった被保険者について、当該被保険者を業務受託機関に提示し、継続加入の意向確認を行いながら、保険料の納付の指導等その原因に応じた措置を講じるとともに、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。 なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、当該自然災害が発生した地域等の被保険者へ保険料の振替等の取扱いについて情報提供する。	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関において該当者への継続加入等の意向確認や相談対応を行うとともに、保険料の納付や必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止	ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関において該当者への継続加入等の意向確認や相談対応を行うとともに、保険料の納付や必要な届出等の指導がなされるようにします。 また、12回連続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、年2回、業務受託機関に口座振替停止者	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・口座振替不能者等のリストの送付及び指導依頼。 ・12回継続して口座振替不能者のリスト作成及び働きかけ依頼。 ＜評価の視点＞ ・業務受託機関ヘリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ① 毎月、口座振替不能該当者及び口座振替停止該当者がいる業務受託機関にリストを送付し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、必要な届出書等の提出について指導するよう依頼している。 ② 12回連続した振替不能該当者については、口座振替停止の措置を講じた上で、該当者がいる業務受託機関ヘリストを送付し、当該業務受託機関から該当者に対して意向確認や相談対応を行い、口座振替再開の手続き等について指導するよう依頼している。 なお、振替停止するまでの間の連続振替不能5回及び10回の段階で、該当者に対し振替の勧奨の通知を送付した。 さらに、振替停止となった後も届出書等が未提出の者がいる業務受託機関に対し令和7年9月と令和8年3月にリストを送付し、届出書等の提出の指導を依頼した。 ③ 自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについては令和7年6月に被保険者に対して情報提供を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：b 毎月、口座振替不能該当者及び口座振替停止該当者が発生したJAに対しリストを送付し、該当者への対応等を依頼した。 また、12回継続した振替不能該当者についても、業務受託機関にリストを送付し、該当者への対応等を依頼するとともに、該当者に対しても通知を送付し、今後の取扱いについて周知した。 さらに、連続振替不能5回及び10回の段階においても該当者に対してお知らせを送付し、働きかけを行ったことからb評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

		者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。 なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについて、毎年度、被保険者に対し情報提供する。	のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにします。 なお、近年の自然災害のリスクの高まりから、自然災害が発生した際の保険料振替等の取扱いについて、年1回、被保険者に対し情報提供します。				
エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。 【指標】 ○ 還付金の新たな還付方法を踏まえて、標準的な処理日数を定めたか。 ○ 標準的な処理日数を定めた年度の翌年度以降において、当該処理日数内に還付処理が終了したか。 ○ 当該処理日数内で処理できなかった案件について、適切にその原因の究明とその対策を講じたか。	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、被保険者等から申出のあった還付方法により、迅速かつ確実に当該被保険者等に対し、還付処理を行う。 還付金の新たな還付方法（注）を踏まえて、標準的な処理日数を定める。 なお、当該処理日数内で処理ができなかった場合は、その原因の究明と対策を講じる。 （注）新たな還付方法とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、被保険者資格の喪失や保険料額の変更等により還付すべき保険料について、被保険者等から申出のあった還付方法ごとに、以下の期間内で当該被保険者等に対し、還付処理を行います。 ・公金受取口座へ還付する場合は、マイナンバーによる情報連携後、1週間以内。 ・還付請求書の提出により還付する場合は、被保険者等からの請求後、1週間以内。 ・直接還付を希望した者に対し還付する場合は、還付発	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 ＜評価の視点＞ ・被保険者等からの請求に基づき1週間内で処理しているか。	＜主要な業務実績＞ 保険料の納付後に資格喪失及び保険料額変更等により発生した過大納付の保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、公金受取口座への振込を希望した被保険者等には、マイナンバーによる情報連携後1週間以内に、その他の口座へ振込を希望した場合は、還付請求があってから1週間以内に還付処理を行った。 さらに、これまで、直接還付の対象は資格喪失により保険料の還付が生じた場合に限って行ってきたが、独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成15年農林水産省令第95号。以下「規則」という。）の一部改正及び規則の一部改正に伴う各種通知の一部改正により、令和8年4月から資格変更に伴う保険料の還付が発生した場合においても直接還付の対象に追加するとともに、直接還付に係る農業者年金記録管理システムの令和8年4月からの運用開始に併せて直接還付の申出方法を変更する等さらなる保険料の迅速かつ確実な還付に向けた対応を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：a 発生した過大納付保険料について、速やかに請求書等を送付し、請求・申出があったものについては還付方法ごとの期間内に還付処理を行った。 また、直接還付の対象に資格変更を追加し、直接還付に係る農業者年金記録管理システムの令和8年4月からの運用開始に併せて直接還付の申出方法を変更する等さらなる保険料の迅速かつ確実な還付に向けた所要の措置を講じたことからa評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定a 保険料の過大納付への対応について、被保険者等からの請求に基づいて1週間以内に速やかな事務処理を行っただけではなく、事前に振込口座を申出することで還付請求の度に必要であった「還付請求書」の提出を不要にする「直接還付」手続の対象を従来の資格喪失時に加えて資格変更時にも適用できるよう関係規則の改正や農業者年金記録管理システムでの対応を行い、被保険者の負担軽減に取り組んだことは取組として十分であり、目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。	

		託機関での処理の迅速化に努める。 これにより、提出された請求書等については、標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じる。 また、毎年度、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求める。	理の迅速化に努めます。 これにより、提出された請求書等については、標準処理期間内に処理することとし、請求書等の処理状況の調査を８月と２月に行い、その結果を翌月の９月と３月に公表します。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導します。 仮に事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には、適切にその原因の究明と再発防止策を講じます。 また、年１回、業務受託機関における事務処理状況を調査し、著しい遅延が発見された場合には、当該業務受託機関に対して原因の究明と再発防止策の報告を求めます。		応、「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。 ④ 事務処理状況調査以外の期間においても、届出書等に係る事務処理が６か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡を受けることとし、当該業務受託機関に対して、届出者への説明・対応、「事務処理遅延報告書（速報）」及び「業務改善計画（再発防止策）」の提出を求めて原因究明と再発防止対策を行い、遅延していた届出書の処理を行った。 ⑤ 事務処理遅延が複数回発生した業務受託機関を対象に特別考査を実施し、再発防止策が現状においても適切に継続され、確実に事務処理等が行われていることを確認した。	d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する				
イ	年金等の受給	イ	年金等の受給	イ	年金等の受給	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	b

	漏れの防止 年金を受給するための請求手続きを知らないなどの理由で、年金を受給することができないといった事態が生じないよう、年金を請求できる年齢に達した者に対して定期的に情報提供する。 また、受給権が発生する 65 歳到達目前の者に対して裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけるとともに、66 歳を超えた未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。 このほか、年金が振込不能となった受給権者や加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金の請求をしていないその遺族に対して、必要な手続を行うよう可能な限りの働きかけを行う。	漏れの防止 新制度の農業者老齢年金については、60 歳以上 75 歳未満の 15 年の間で受給開始時期を選択できることから、年金を請求できる者に対して 60 歳以降の偶数歳の誕生日の 1 ヶ月前にハガキによる情報提供を行う。 また、旧制度の農業者老齢年金について受給権が発生する者等に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に、裁定請求手続の方法を案内する文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけを行う。 さらに、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、文書を送付して継続的に裁定請求の勧奨等を行う。 このほか、口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにも	漏れの防止 新制度の農業者老齢年金については、60 歳以上 75 歳未満の 15 年の間で受給開始時期を選択できることから、年金を請求できる者に対して 60 歳以降の偶数歳の誕生日の 1 ヶ月前にハガキによる情報提供を行います。 また、旧制度の農業者老齢年金について受給権が発生する者等に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に、裁定請求手続の方法を案内する文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、遅滞なく裁定請求を行うよう働きかけを行います。 さらに、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、6 月に文書を送付して裁定請求の勧奨等を行います。 このほか、口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求	－ <その他の指標> ・裁定請求の勧奨。 <評価の視点> ・対象者に裁定請求の勧奨を計画のとおりに実施しているか。	① 制度改正により令和 4 年 4 月から農業者老齢年金の受給開始時期の選択肢が拡大（65 歳到達から 65 歳以上 75 歳未満の間で請求又は 75 歳到達に拡大。ただし、60 歳以上で繰上げ請求が可能）したことを踏まえ、今年度 60 歳、62 歳、64 歳、66 歳及び 68 歳になる方を対象に、誕生日の 1 ヶ月前に案内ハガキを送付した。 【60 歳以降 1 年おきの案内ハガキ送付実績】（単位：件） <table><tr><th>対象年齢</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">60 歳・62 歳・64 歳・66 歳・68 歳</td><td>533</td><td>467</td><td>458</td><td>472</td><td>513</td><td>501</td><td></td></tr><tr><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>1 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td><td>計</td></tr><tr><td>542</td><td>645</td><td>734</td><td>620</td><td>629</td><td>565</td><td>6, 679</td></tr></table> ② 年金等の受給漏れが発生しないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者に対して、65 歳になる誕生日の 1 ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 【間もなく受給権が発生する者（65 歳到達 1 ヶ月前）等に対する勧奨文書の送付実績】（単位：件） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">65 歳到達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度</td><td>167</td><td>138</td><td>160</td><td>151</td><td>156</td><td>163</td><td></td></tr><tr><td>旧制度</td><td>178</td><td>125</td><td>163</td><td>134</td><td>148</td><td>143</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>345</td><td>263</td><td>323</td><td>285</td><td>304</td><td>306</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">区分</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th><th>計</th></tr><tr><td rowspan="3">65 歳到達 1 ヶ月前の者</td><td>新制度</td><td>161</td><td>165</td><td>245</td><td>230</td><td>243</td><td>211</td><td>2, 190</td></tr><tr><td>旧制度</td><td>158</td><td>177</td><td>228</td><td>208</td><td>232</td><td>183</td><td>2, 077</td></tr><tr><td>計</td><td>319</td><td>342</td><td>473</td><td>438</td><td>475</td><td>394</td><td>4, 267</td></tr></table> ③ 65 歳を超えても裁定請求を行っていない者 899 人（旧制度 801 人、新制度 98 人）に対して、令和 7 年 6 月に勧奨状を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。 ④ 口座解約等により年金が振込不能となった受給権者や死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡	対象年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		60 歳・62 歳・64 歳・66 歳・68 歳	533	467	458	472	513	501		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	542	645	734	620	629	565	6, 679	区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	167	138	160	151	156	163		旧制度	178	125	163	134	148	143		計	345	263	323	285	304	306		区分		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	161	165	245	230	243	211	2, 190	旧制度	158	177	228	208	232	183	2, 077	計	319	342	473	438	475	394	4, 267	評定：b 60 歳以降の偶数歳の誕生日の 1 ヶ月前となる者に対しては情報提供を行い、65 歳の誕生日の 1 ヶ月前になる者に対しては、裁定請求の勧奨を行って速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 また、65 歳を超えても裁定請求を行っていない者に対して、勧奨状を送付し、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。 さらに、年金が振込不能となった受給権者や加入者の死亡による未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、必要な手続を行うよう働きかけを行った。 以上のとおり、取組は十分であり、b 評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	60 歳以上の者への案内ハガキの送付、65 歳になる者への裁定請求を勧奨する文書の送付等を行い、受給漏れを防止する注意喚起の取組を行うとともに、年金が振込不能となった受給権者や死亡一時金を請求しない遺族への手続の勧奨を行うなど取組は十分であり、自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
対象年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																																																																			
60 歳・62 歳・64 歳・66 歳・68 歳	533	467	458	472	513	501																																																																																																			
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計																																																																																																		
	542	645	734	620	629	565	6, 679																																																																																																		
区分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																																																																		
65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	167	138	160	151	156	163																																																																																																		
	旧制度	178	125	163	134	148	143																																																																																																		
	計	345	263	323	285	304	306																																																																																																		
区分		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計																																																																																																	
65 歳到達 1 ヶ月前の者	新制度	161	165	245	230	243	211	2, 190																																																																																																	
	旧制度	158	177	228	208	232	183	2, 077																																																																																																	
	計	319	342	473	438	475	394	4, 267																																																																																																	

	かわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していないその遺族に対して、届出書等の提出を勧奨する。	していないその遺族に対して、届出書等の提出を勧奨します。		一時金を請求していないその遺族がいる業務受託機関に対し令和7年 11 月に関係リストを送付し、当該業務受託機関から対象者に対して、届出書等の提出勧奨を依頼した。																																																				
ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、支給停止事由該当の有無や生存の確認を定期的に行い、支給停止事由に該当する疑いのある者及び死亡の疑いのある者の関係者に対して、必要な届出書の提出の指導等を行うとともに年金給付を一時差し止めるなど、年金の支給停止事由該当者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付して、その提出を求め、支給停止事由該当の有無や生存の確認を定期的に行う。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差し止める。 また、国民年金の受給権者情報の確認等を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。 なお、支給停止事由該当や死亡が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。	ウ 受給資格のある者への適切な年金給付 現況の確認が必要な受給権者に対し5月末に現況届を送付して、その提出を求め、支給停止事由該当の有無や生存の確認を行います。 現況届の未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を11月支払分より差し止めます。 また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が疑われる受給権者に対する年金の支払を保留するとともに、一覧表を農業委員会へ送付し、死亡が確認された場合の死亡関係届出書等の提出の勧奨を依頼します。 なお、支給停止事由該当や死亡が確認された場合には、支給	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・受給権者に対して、現況届を送付し、受給資格の確認を行っているか。 ・経営移譲年金等受給権者と経営所得安定対策等交付金申請者を突合し、適切な年金給付を行っているか。 ・国民年金の受給権者情報から死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留し、農業委員会に死亡届等の提出の勧奨を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ① 適切な年金給付のため、受給権者に対して令和7年5月末に現況届を送付し、受給資格（生存、経営再開等がないこと）の確認を行った。 なお、現況届未提出の防止及び受給資格の確認に資するため、現況届未提出者一覧を該当者のいる農業委員会へ送付し、現況届の提出の勧奨及び未提出となっている理由の確認等を依頼した。 それでもなお現況届が未提出の受給権者については、令和7年11月以降の年金の支払いを差し止めた。 【現況届関係処理実績】 <table><tr><td>現況届送付</td><td>192,448人</td></tr><tr><td>現況届等の提出者</td><td>191,521人</td></tr><tr><td>現況届の未提出者（注1）</td><td>927人</td></tr><tr><td>未提出者一覧の送付（注2）</td><td>1,136農業委員会</td></tr></table> （注1）現況届の未提出者数は、令和8年3月末日時点。 （注2）未提出者一覧の送付農業委員会数は、当該一覧の送付時点（令和7年8月22日） ② 令和7年度の現況届の対象となる経営移譲年金等受給権者と、令和6年度経営所得安定対策等交付金申請者との突合を行い、該当した15名を現況届の再確認該当者一覧に取りまとめ、該当者のいる農業委員会に送付し、農業委員会において、経営移譲年金等の受給要件を満たしているかどうかの確認を行った。（令和8年3月末日現在：支給停止該当3名、確認中0名、錯誤等12名） ③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払を保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。 【国民年金の受給権者情報の確認】 <table><tr><td></td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td></td></tr><tr><td>支払保留人数（死亡疑等）</td><td>324</td><td>346</td><td>322</td><td>294</td><td>230</td><td>210</td><td></td></tr><tr><td>確認依頼農業委員会</td><td>233</td><td>243</td><td>230</td><td>207</td><td>168</td><td>155</td><td></td></tr><tr><td></td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>計</td></tr><tr><td>支払保留人数（死亡疑等）</td><td>225</td><td>199</td><td>211</td><td>206</td><td>268</td><td>228</td><td>3,063</td></tr></table>	現況届送付	192,448人	現況届等の提出者	191,521人	現況届の未提出者（注1）	927人	未提出者一覧の送付（注2）	1,136農業委員会		4月	5月	6月	7月	8月	9月		支払保留人数（死亡疑等）	324	346	322	294	230	210		確認依頼農業委員会	233	243	230	207	168	155			10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	支払保留人数（死亡疑等）	225	199	211	206	268	228	3,063	＜評定と根拠＞ 評定：b 受給権者に対する現況届の送付による受給資格の確認、現況届未提出による差止者の調査、経営移譲年金等受給者と経営所得安定対策等交付金申請者の突合、国民年金の受給権者情報（死亡情報）の確認を行うなど、適切な年金給付に努めたことから、取組は十分であり、b評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	評定	b
現況届送付	192,448人																																																							
現況届等の提出者	191,521人																																																							
現況届の未提出者（注1）	927人																																																							
未提出者一覧の送付（注2）	1,136農業委員会																																																							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																		
支払保留人数（死亡疑等）	324	346	322	294	230	210																																																		
確認依頼農業委員会	233	243	230	207	168	155																																																		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																	
支払保留人数（死亡疑等）	225	199	211	206	268	228	3,063																																																	
評定	b																																																							

		これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する。	停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理します。 これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止します。		<table><tr><td>確認依頼 農業委員会</td><td>176</td><td>162</td><td>158</td><td>164</td><td>194</td><td>171</td><td>2, 261</td></tr></table>	確認依頼 農業委員会	176	162	158	164	194	171	2, 261		
確認依頼 農業委員会	176	162	158	164	194	171	2, 261								
エ 源泉徴収事務の適切な実施 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれるため、徴収漏れ等がないよう源泉徴収に係る事務を適正に処理する。	エ 源泉徴収事務の適切な実施 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び関係書類の見直しを毎年度行い、源泉徴収に係る事務を適正に処理する。	エ 源泉徴収事務の適切な実施 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを行い、11月に扶養親族等申告書を対象者に送付し、源泉徴収に係る事務を適正に処理します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・該当者へ扶養親族等申告書等を送付し適正に処理を行ったか。	<主要な業務実績> 所得税等の源泉徴収漏れ等がないよう、税制改正等も踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを行った。なお、令和7年11月に扶養親族等申告書を対象者に送付予定としていたが、令和8年分に係る送付対象者は発生しなかった。	<評定と根拠> 評定：b 扶養親族等申告書の送付対象者はいなかったが、税制改正等を踏まえ、事務処理フロー及び扶養親族等申告書等の関係書類の見直しを適正に行ったことから、取組は十分であり、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	評定	b							
評定	b														

様式１－１－４－１ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－２	年金資産の安全かつ効率的な運用		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003217

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
								予算額（千円）	100, 533	104, 643	108, 056		
								決算額（千円）	99, 539	102, 878	106, 122		
								経常費用（千円）	4, 439, 041	9, 561, 160	8, 726, 748		
								経常利益（千円）	23, 384, 833	△7, 391, 389	18, 712, 875		
								行政コスト（千円）	4, 439, 041	9, 561, 162	8, 726, 750		
								従事人員数	7. 14	7. 14	7. 14		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																					
					業務実績	自己評価	評価																					
	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用			B	評価	B																				
	年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び死亡一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額等や年金財政に直接影響を及ぼすものであることから、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。 (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセットミクスによ	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める	(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 年金資産の管理・運用については、独立行政法人農業者年金基金業務方法書における年金給付等準備金の運用に関する基本方針（以下「運用基本方針」という。）に定める政策アセッ	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・安全かつ効率的な管理・運用。 <評価の視点> ・年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。	<主要な業務実績> ・主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「運用基本方針」という。）に基づき、年金資産を①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、運用基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおり安全かつ効率的に運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ ・運用基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式による運用を行った（令和8年3月末残高 3,193 億円（自家運用 899 億円、外部委託運用 2,294 億円））。 ・令和7年度における外部委託分の各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率は以下のとおりであった。 (単位：％、％pt) <table><tr><th></th><th>収益率 (A)</th><th>ベンチマークの収益率 (B)</th><th>乖離 (A - B)</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>▲5.36</td><td>▲5.37</td><td>0.01</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>34.54</td><td>34.65</td><td>▲0.11</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>2.47</td><td>2.48</td><td>0.00</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>26.51</td><td>26.59</td><td>▲0.07</td></tr></table> ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。 ② 受給権者ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。（令和8年3月末残高 1,075 億円（全額自家運用）） ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。（令和8年3月末残高 116 億円） ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 運用基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。（令和8年3月末残高 80 億円）		収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)	国内債券	▲5.36	▲5.37	0.01	国内株式	34.54	34.65	▲0.11	外国債券	2.47	2.48	0.00	外国株式	26.51	26.59	▲0.07	<評価と根拠> 評価：a 年金資産については、運用基本方針に基づき、4つのポートフォリオに区分し安全かつ効率的に管理・運用を行い、運用基本方針に定める「長期的な総合収益の確保」に資することができた。 また、足許の物価上昇や「金利のある世界」への移行等に伴う運用環境の変化に対応するため、令和6年12月に受入れ表明を行った「アセットオーナー・プリンシプル」の各原則に基づき、受益者たる被保険者、受給権者等の利益のため、年金資産のアセットオーナーとしての安全かつ効率的な運用を行う目的を実現すべく、必要な取組を行った。 これらのことから、a 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	a
	収益率 (A)	ベンチマークの収益率 (B)	乖離 (A - B)																									
国内債券	▲5.36	▲5.37	0.01																									
国内株式	34.54	34.65	▲0.11																									
外国債券	2.47	2.48	0.00																									
外国株式	26.51	26.59	▲0.07																									
								「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に年金資産の管理・運用を年度計画どおり着実に実施していることに加え、金利上昇局面における資産管理について特に割合の高い国債の運用を中心に変動リスクに対応した対策を積極的に行った結果、アセットミクスを変更しない範囲でできる限りの収益確保を図ったことは、「安全かつ効率的な管理・運用」という目標に対して、取組は十分であり、かつ、これ以上のリスク変動に対応するため、アセットミクス変更のための手続を開始するなど、目標を上回る成果があったことから自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。																				

	る分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 【指標】 ○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保。	政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率が確保できるよう努める。	トミクス(年金資産の構成割合)による分散投資を行うとともに、運用基本方針に基づき安全かつ効率的に行います。 被保険者ポートフォリオの外部委託分については、原則として、各資産の収益率とその資産のベンチマーク収益率との乖離を一定の範囲に収めるよう努めます。	・ 足許の物価上昇や「金利のある世界」への移行等に伴う運用環境の変化に対応するため、令和6年12月に受入れ表明を行った「アセットオーナー・プリンシプル」(内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局)の各原則に基づき、受益者たる被保険者、受給権者等の利益のため、年金資産のアセットオーナーとしての安全かつ効率的な運用を行う目的を実現すべく、以下の取組を行った。 ① 被保険者ポートフォリオにおける国内債券の自家運用について、年度別の償還額及び四半期別の償還額の平準化を図ることで、将来の金利変動の影響を軽減するとともにキャッシュフローの安定化に資するよう購入銘柄の調整を行い、追加投資した。 ② 被保険者ポートフォリオにおける資金の流入・流出時期のズレに備え保有する短期資産の圧縮を図り、機会損失の発生を抑制するため、委託運用資産の売却ルールを整備した。 ③ 被保険者ポートフォリオ及び受給権者ポートフォリオについて、金融政策の正常化に伴い債券市場のボラティリティ(価格変動)が拡大する中、最良執行の観点から取引執行の時間短縮を図るため、自家運用における国債の引き合い方法を変更した。 ④ 被保険者危険準備金ポートフォリオへの付利準備金については、令和7年度の検証において、運用実績が良好に推移し必要な水準が確保される見込みであることが確認されたため、中長期的な実質リターンを確保する観点から令和8年度の付利準備金繰入率を引き下げることとした。 ⑤ 令和8年度からの新たな年金コンサルティング業務の調達に際し、既存の仕様書を精査し、外部の専門的知見の更なる補充・充実を図る観点から、業務内容の見直しを行った。 ⑥ 基金の年金資産の管理・運用に関する重要事項について、より幅広い専門的知見に基づく意見を反映する観点から、資金運用委員会の委員について、新たな委員1名を追加委嘱した。 ⑦ 専門人材の育成については、他の公的な運用団体との交流等、外部との繋がりを意識して取り組むことが重要との資金運用委員会委員からの助言を踏まえ、他のアセットオーナーの知見も活用すべく、資金部職員が他団体へ往訪し、意見交換を行う機会を複数回設けた。							
	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行います。 また、経営管	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・ 運用状況及び運用結果の評価・分析。 <評価の視点> ・ 資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っている	<主要な業務実績> ・ 令和7年6月16日に開催した令和7年度第1回資金運用委員会において、令和6年度通期の運用状況の報告及び運用結果の評価・分析等を行った。 ・ また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。その結果、令和7年度第3四半期末の資産構成割合については国内債券及び外国株式が乖離許容幅を超えたことからリバランスを行った。それ以外の令和6年度第4四半期末、令和7年度第1四半期末、第2四半期末の資産の構成割合は政策アセットミクスの乖離許容幅の範囲内に収まっていたため、リバランスを行わなかった。	<評定と根拠> 評定：b 資金運用委員会において、令和6年度通期の運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産構成割合を確認し令和7年度第3四半期末においては乖離許容幅を超えたことから、リバランスを行った。 これらのことから、b評定とし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											

	理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。	理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。	理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行います。	か。			た。				
	(3) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	(3) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	(3) 政策アセットミックスの検証・見直し 最新の資産運用環境を踏まえ、資金運用委員会で政策アセットミックスの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <評価の視点> ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。	<主要な業務実績> ・令和7年6月16日に開催した令和7年度第1回資金運用委員会においては、被保険者ポートフォリオについて、複数の経済見通し等を用いて政策アセットミックスの検証を行い、現行の被保険者ポートフォリオの政策アセットミックスの運用の効率性は維持されており、現時点においては見直しを行わないことが了承された。 ・令和7年11月1日より、資金運用委員会の委員について、新たな委員1名を追加委嘱した。 ・令和8年2月24日に開催した令和7年度第2回資金運用委員会において了承を得て、外国債券のベンチマークを「F T S E 世界国債インデックス（日本、中国を除く。円換算。為替ヘッジあり）」を50%及びF T S E 世界国債インデックス（日本、中国を除く。円換算）を50%により合算したもの」に変更するよう「運用基本方針」に規定し、令和8年度から適用されるよう主務大臣の変更認可を得た。 ・また、上記に加え、現行政策アセットミックス策定以降に生じた金融経済情勢の変化等を踏まえ、次期政策アセットミックスの検討を開始することが了承されるとともに、次期政策アセットミックスの検討に資するよう令和8年度において6年ぶりに今後の資金運用に関する加入者の意向調査を行うことが了承された。	<評定と根拠> 評定：b 足許の物価上昇や金利上昇など金融経済環境の変化等に対応し、令和8年度から適用されるよう、「運用基本方針」の変更を行うとともに、次期政策アセットミックス検討に向けた論点やスケジュールを示し、資金運用委員会ので了承を得たものであり、今後の年金資産の安全かつ効率的な運用につながる重要な取組である。 これらのことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											
	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果につ	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、被保険者等に対して、毎	(4) 運用の透明性の確保 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページで情報を公表するとともに、被保	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 ・年金給付等準備金の運用に関する基	<主要な業務実績> ・令和6年度、令和7年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ令和7年6月24日、同年8月12日、同年11月17日及び令和8年2月24日にホームページで公表した。また、従来の公表物に加えて、被保険者ポートフォリオの運用における運用状況等の概況版を公表するなど、より加入者等が運用状況等を分かりやすくなるよう公表物の拡充を行った。 ・全ての加入者及び待期者に対して、その者に係る令和6年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を令和7年6月24日付けで通知するとともに、通知の趣旨等について、ホームページに掲載した。	<評定と根拠> 評定：b 年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表するとともに、加入者等に対して、運用結果を通知した。 また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称等をホームページで公表するなど情報	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											

	いて、当該被保険者等に対し、翌年度 6 月末日までに通知する。 また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	年 6 月末日までにその前年度末現在で評価した個々の被保険者等に係る運用結果を通知する。 また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。	険者等に対して、6 月末日までに令和 6 年度末現在で評価した個々の被保険者等に係る運用結果を通知します。 また、運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図ります。	本方針の公表。 - 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 - 資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。 ＜評価の視点＞ - 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 - 加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。 - 年金給付等準備金の運用に関する基本方針を公表しているか。 - 外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。	- 運用基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表した。 - これまで暫定的な措置として行ってきた被保険者ポートフォリオの外国債券の運用手法等について、資金運用委員会の議論を踏まえ、暫定的な対応から運用基本方針に規定し、主務大臣の変更認可を経てホームページで公表を行った。	公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図った。 これらのことから、b 評価とした。 （評価区分） - s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある - a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある - b：取組は十分である - c：取組はやや不十分であり、改善を要する - d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する					
	（5）スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その	（5）スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動	（5）スチュワードシップ責任を果たすための活動及び ESG を考慮した投資 被保険者等の年金資産に係る中長期的な投資収益の拡大に資するよう、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す観点から、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ - スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 ＜評価の視点＞ - スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（金融庁）の基金としての受入れを表明した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、基金及び運用受託機関において、スチュワードシップ活動を実施した。その際には ESG（環境・社会・ガバナンス）についても考慮し、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めた。 - 運用受託機関における ESG を考慮したスチュワードシップ活動実績についての報告会を、四半期ごとの通常の活動報告とは別に令和 7 年 10 月に開催し、実施状況の確認を行った。 - 令和 7 年 12 月には、令和 6 年 7 月から令和 7 年 6 月までの基金及び運用受託機関における株主議決権行使の結果を含むスチュワードシップ活動の実施状況について、ホームページで公表した。 - 令和 7 年 6 月に、金融庁において、スチュワードシップ活動の実質化の観点から、建設的な目的を持った対話に資する協働エンゲージメントの促進や、実質株主の透明性向上に向け、《日本版スチュワードシップ・コード》の第三次改訂が行われた。これを受けて、令和 7 年 12 月 18 日に開催した経営管理会議に諮り、令和 7 年 12 月 22 日に基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の一部改訂を行い、ホームページで公表し	＜評価と根拠＞ 評価：b 基金及び運用受託機関においてスチュワードシップ活動を実施するとともに、その活動について、株主議決権行使の結果を含め、ホームページで公表した。 《日本版スチュワードシップ・コード》の第三次改訂を受けて、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の一部改訂を行い、ホームページで公表した。今後、一部改訂後の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、基金及び運用受託機関において第三次改訂を受けたスチュワードシップ活動を行っていくこととなった。 また、国内債券の自家運用において、ESG 債の購入を行い、投資表明を行った。	<table><tr><th>評価</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
評価	b										
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。											

	際には非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮する。また、その活動状況について、毎年度、公表する。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG 投資を検討する。	を実施し、その際には非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮する。また、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提とし、実務上の課題を踏まえ、ESG 投資を検討する。	を実施し、その際には非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）も考慮します。また、その活動状況及び株主議決権行使の結果等をホームページで公表します。 なお、被保険者等の年金資産に係る長期的な総合収益の確保を前提としつつ、ESG 投資の持続的な確保に資するよう、令和7年度から自家運用における地方債及び財投機関債等の保有の緩和を予定する「被保険者ポートフォリオの自家運用に係る国内債券の購入基準」に基づき、自家運用において ESG 債の購入に努めます。	た。 - 今後、一部改訂後の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、基金及び運用受託機関において第三次改訂を受けたスチュワードシップ活動を実施していくこととなった。 - 令和7年11月27日に発行市場でESG 債の購入を行い、ホームページで投資表明を行った（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）。	これらのことから、b 評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	---	---	---	---	--

様式１－１－４－１ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－３	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度		５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
若い新規加入者の確保	令和９年度末までに 5,500人以上確保		1,202人	1,286人	1,270人			予算額（千円）	747,436	732,977	831,513		
女性の新規加入者の確保	令和９年度末までに 3,400人以上確保		705人	831人	965人			決算額（千円）	745,590	730,797	830,549		
								経常費用（千円）	748,030	733,717	831,358		
								経常利益（千円）	14,080	10,778	5,193		
								行政コスト（千円）	748,030	733,718	831,358		
								従事人員数	3.23	3.73	3.73		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実			A	評価 A 5つの小項目のうち、4項目がa評価、1項目がb評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価 ※3点(a)×5/12+3点(a)×3/12+3点(a)×2/12+3点(a)×1/12+2点(b)×1/12=2.92点 2.5点以上 3.5点未満：A	
	農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組む。							
	(1) 若い農業者の加入の拡大 我が国の経	(1) 若い農業者の加入の拡大 新規就農者	(1) 若い農業者の加入の拡大 若い農業者	<主な定量的指標> － <その他の指標>	<主要な業務実績> 近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害の発生及び歴史的な物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。 このような状況下、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末ま	<評価と根拠> 評価：a 令和7年度の若い農業者の新規加入者数は1,270人と前年度実績	評価 a 20歳以上39歳以下の若い農業者の新規加入者を5,500人以上確保す	

	済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。 【指標】 ○ 中期目標期間終了時までに、新たに農業者年金に加入した者のうち20歳以上39歳以下の者（以下「若い新規加入者」という。）を5,500人以上確保する。 ○ 若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等进行分析し、実効性のある加入促進策を推進したか。 ○ 予測し難い外部要因により目標達成に至ら	など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、若い農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに若い新規加入者（20歳以上39歳以下の者）を5,500人以上確保する。 当該目標の達成を目指して、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等进行分析し、実効性のある加入促進策を推進していく。 また、予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。	に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和9年度末までに、若い新規加入者を5,500人以上確保することを目指して、若い新規加入者における性別ごとの新規加入状況等进行分析し、実効性のある加入促進策を推進していきま す。 また、予測し難い外部要因により、若い新規加入者の確保に影響があった場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行います。	ー ＜評価の視点＞ 性別ごとの新規加入状況等进行分析し、実効性のある加入促進策の推進を行ったか。	で若い新規加入者を5,500人以上確保するため、農業委員会系統組織及びJA系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、令和7年度はオンラインセミナーの開催回数を4回に増やすとともにYouTube動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信等にも努めた結果、令和7年度における若い農業者の新規加入者数については、1,270人（前年同期比16人減）となった。 なお、新規加入状況について、令和6年度新規加入者を対象としたアンケートの回答を分析した結果、若い農業者や女性農業者の特徴は以下のとおり。 （1）「農業者年金基金に関する広告でご覧になったもの」については、「ポスター、チラシ、広報誌」が全体的に高い回答割合であったものの年代により大きな差はなく、女性では「市町村掲示のポスター、チラシ」について平均を下回る回答割合であった。 （2）「加入のきっかけ」については、「家族からの勧め」が20代及び30代、女性において高い割合となる一方で、「戸別訪問」については女性において平均を下回る回答割合であった。 （3）「農業者年金の魅力」については、「税制優遇」は20代において回答割合が平均を下回る一方、「積立方式」及び「保険料補助」については平均よりも高い回答割合となっている。なお、「税制優遇」「積立方式」「終身年金」において、男女間での大きな回答割合の差はみられなかった。 （4）「農業者年金の認知度」については、20代は平均よりも下回る回答割合となっている。なお、男女間では女性の方が本制度に係る認知度は低く、この傾向は就農時期（0－2年前、3－5年前、6年以上前）においても同様であった。 （5）「農業者年金を知っていてこれまで加入しなかった理由」については、「詳しい説明を聞く機会がなかった」は20代において平均を若干下回る一方、女性においては平均を上回り、また、「年齢的にまだ加入しなくて良いと思っていた」については、20代が平均を上回る回答割合であった。 （6）「政策支援加入しなかった理由」については、20代及び30代において「保険料の額を自由に決めることができない」、「後継者に経営継承できるか分からない」が平均よりも高い割合となり、「政策支援加入の要件を満たしていない」については、女性の回答割合が高かった。 以上のような分析結果を踏まえ、都道府県業務受託機関等に対して過去に作成した加入推進記録簿を活用しつつ、農業委員会やJA等における戸別訪問を引き続き推進し、併せて効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧めを推進するよう要請した。加えて本制度の認知度向上を図りつつ、保険料補助を含めた農業者年金のメリットなどについて若い農業者の集会の場の活用拡大や基金において農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催するなど多くの場面を活用しつつ、発信していく取組を強化したところである。	を下回る結果となったが、5年間の中期目標期間の新規加入目標数の単年度当たり（1／5）に相当する1,100人を上回る約115%の達成率となった。 また、令和5、6年度の実績（1,202人、1,286人）と合わせると3,758人の加入実績となっており、3年連続で上記の1,100人を上回ること、令和9年度末までに5,500人以上確保する目標に対し約68%の進捗率となるとともに、5年間の中期目標期間の新規加入者目標数の3年度当たり（3／5）に相当する3,300人を上回り、約114%の達成率となっている。加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があったことからa評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	る目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する1,100人を上回る115%の1,270人の加入実績（前年度実績1,286人）、令和7年度末の進捗率は約68%となった。本項目は中期目標で困難度「高」に位置付けている項目であり、目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
--	---	--	---	--	--	---	--

	ない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。										
	＜目標水準の考え方＞ 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者数は、過去 5 年間（平成 29 年から令和 3 年までの期間をいう。以下同じ。）で約 16%減少しており、さらに国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり令和 3 年度は約 46%となっている。 このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去 5 年間の若い新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。										
	（２）女性農業者の加入の拡大 女性農業者は基幹的農業従事者の 4 割(2020 年農林業センサス)を占め、農業や地	（２）女性農業者の加入の拡大 女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性	（２）女性農業者の加入の拡大 都道府県農業会議・JA 中央会における女性組織と連携し、女性農業者に対する制度の普及啓	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・女性新規加入者の状況の分析を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 近年の豪雨・豪雪・記録的猛暑等の各種自然災害及び歴史的な物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であった。 このような状況下、女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、令和 9 年度末までに女性新規加入者を 3,400 人以上確保するため、農業委員会系統組織及び JA 系統組織による戸別訪問等の加入推進に加え、令和 7 年度はオンラインセミナーの開催回数を 4 回に増やすとともに YouTube 動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信にも努めるとともに、女性農業委員等を対象とした研修会を全国各地で行った結果、令和 7 年度における女性農業者の新規加入者数については、965 人（前年同期比 134 人増）となった。活動の成果の発揮に加えて一部農産物価格上昇の影響もあったものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：a 令和 7 年度の女性の新規加入者数は前年度実績を上回る 965 人となっており、5 年間の中期目標期間の新規加入目標数の単年度当たり（1／5）に相当する 680 人を上回る約 141%の達成率となった。 また、令和 5、6 年度の実績(705 人、831 人)と合わせると 2,501 人	<table><tr><td>評定</td><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">女性農業者の新規加入者を 3,400 人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する 680 人を上回る 141%の 965 人の加入実績（前年度実績 831 人）、令和 7 年度末の進捗率は約 74%となった。本項</td></tr></table>	評定	a	女性農業者の新規加入者を 3,400 人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する 680 人を上回る 141%の 965 人の加入実績（前年度実績 831 人）、令和 7 年度末の進捗率は約 74%となった。本項	
評定	a										
女性農業者の新規加入者を 3,400 人以上確保する目標に対し、当該目標数の単年度当たりに相当する 680 人を上回る 141%の 965 人の加入実績（前年度実績 831 人）、令和 7 年度末の進捗率は約 74%となった。本項											

	域に人材を呼び込み、また、農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしている。 このため、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に参画できるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。 【指標】 ○ 中期目標期間において、女性の新規加入者を3,400人以上確保する。 ○ 予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行ったか。 <目標水準の考え方> 女性の基幹的農業従事者数は、過去5年間で約21%減少しており、さら	農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、令和9年度末までに女性の新規加入者を3,400人以上確保する。 当該目標の達成を目指して、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により目標達成に至らない場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行う。	発の取組や研修会を強化し、令和9年度末までに、女性の新規加入者を3,400人以上確保することを目指します。また、女性の新規加入者の状況を分析し、予測し難い外部要因により、女性の新規加入者の確保に影響があった場合、当該外部要因に対して自主的な努力を行います。	なお、女性の新規加入者に係る令和6年度新規加入者を対象としたアンケートの回答の分析については、「Ⅰの3の（1）若い農業者の加入の拡大」に記載したとおりであり、「農業者年金の魅力」については女性においても「税制優遇」「積立方式」「終身年金」について高い回答割合であるほか、以下の特徴があると考ええる。 ・農業委員会事務局への接触機会が男性に比べ少ない。 ・加入のきっかけについて、「家族からの勧め」の回答割合は平均より高いが、戸別訪問の割合は低い。 ・農業者年金の認知度や制度について詳しい説明を聞く機会は男性よりも低く少ない状況にある。 また、農業者年金広報誌『のうねん』の加入者の声の記事などからは、女性は老後の生活の意識や、税制面に対しても強い関心があることが推測される。 こうした分析結果を踏まえ、令和7年度も各都道府県の女性農業者ネットワーク組織主催の女性向け研修会において、基金の役職員が講師となり農業者年金制度をテーマとして説明会を設ける等、都道府県業務受託機関に対し、女性農業者における本制度の認知度の向上や理解の促進を図るため、女性農業者が集う会合等において、農業者年金のメリットを説明する女性向け研修会の開催を要請して実施してもらうなどの加入推進を強化する対策を講じた。また、都道府県業務受託機関等に対して、若い農業者と同様に戸別訪問を引き続き推進し、効果の期待できる既加入者等を通じた配偶者や後継者への働きかけなど家族からの勧めを推進するよう要請を行ったところである。	の加入実績となっており、3年連続で上記の680人を上回ること で、令和9年度末までに3,400人以上確保する目標に対し約74%の進捗率となるとともに、5年間の中期目標期間の新規加入者目標数の3年度当たり（3／5）に相当する2,040人を上回り、約123%の達成率となっている。 加入推進活動に係る新たな取組を踏まえ、目標を上回る成果があったことからa評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	目は中期目標で困難度「高」に位置付けている項目であり、かつ目標に対して120%を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。
--	--	---	---	---	---	--

に国年第一号被保険者全体の保険料免除者等も年々増加傾向にあり、令和3年度は約46%となっている。 このように、加入対象者が減少傾向にあるため、過去5年間の女性における新規加入者実績数の推移と同程度以上の水準を確保することを目標とした。							
(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。 このため、基金は、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する	(3) 加入推進活動の実施 (1) 及び(2)に掲げた目標の達成に向け、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組むため、加入推進の取組に関する方針を定め、業務受託機関の担当者会議等において、年1回以上当該取組方針の周知徹底を図るとともに、加入推進を担う者を対象とする研修会を開催する。	(3) 加入推進活動の実施 上記(1)及び(2)に掲げた目標の達成に向け、以下の活動を行います。 ア 基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組むため、「令和7年度における農業者年金の加入推進の取組方針」を定めます。また、年度当初の業務受託機関の担当者	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況 ・加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小 <評価の視点> ・毎年度、加入推進の取組に関する方針を作成し、若い農業者、女性農業者に重点的に加入を勧めることを明確にしたか。 また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ったか。 ・若い農業者及び女	<主要な業務実績> 上記(1)及び(2)の目標達成に向け ア 「令和7年度における農業者年金加入推進の取組方針」(以下「取組方針」という。)を定め、令和7年4月1日付けで各業務受託機関に発出し、令和7年4月に開催した担当者会議で改めて、目標達成に向けて取組方針の周知徹底を図った。 取組方針の制定に当たっては、更に効率的かつ効果的に制度PRを行うため、「デジタル技術も活用したセミナー等を開催」する旨を追加するとともに、農林水産省から各地方農政局長経由で全都道府県に通知された「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」(令和5年6月13日付け農林水産省経営局長通知)について全国の各業務受託機関に対して改めて周知徹底を図った。 同通知の趣旨を踏まえつつ、第5期中期目標及び同中期計画に基づく加入推進等について農業内外の関係機関・団体等との連携強化をはじめ、裾野の広い取組が図られるよう、改めて協力要請を行った。 イ 加入推進活動のリーダーを対象とする加入推進特別研修会については、農業委員や女性農業委員をはじめ、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者のほか、税理士、ファイナンシャルプランナー及び社会保険労務士など制度の普及効果が期待できる者にも幅広く声かけを行った。 また、当該研修会については、「制度説明用の動画」及びファイナンシャルプランナーによる「他の制度と農業者年金の動画」の上映を研修項目の必須とし、各県で研修項目の統一化を図ることにより、地域によって知識等に偏りが出ないように工夫することに加え、基金からの加入推進事例等の情報提供のほか、各県段階の業務受託機関による加入推進活動計画の説明や各県の課題等に応じて社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の外部専門家からの講演も行った。 当該研修会では令和7年度研修項目の充実を図る取組として、5府県で加入を検討している者、加入推進を担う者及び事務局窓口を設定し、ロールプレイ方式による実践的な研修を取り入れた内容を行い、1県では加入者にインタビューし、メリットをお伝えする	<評定と根拠> 評定：a 以下のとおり、取組方針等の周知や各種研修会を着実に進めた。 ア 市町村・都道府県・全国の各段階の業務受託機関により、若い農業者や女性農業者に対して重点的に加入推進を図ることを明確にした取組方針を定めた。 また、業務受託機関に対する担当者会議の場において、取組方針を説明し、周知徹底に取り組んだ。 イ 「加入推進特別研修会」について、Web 併用のハイブリット方式を取り入れるなど効率化を意識し開催手法を工夫しながら着実に研修会を実施し、制度改正の内容を含めた「制度説明用の動画」及び「他の制度と農業者年金の動画」を必ず視聴するなど理解増進や加入推進活動の推進に取り組んだ。 また、現場において効果的な加入推進に繋がるよう、一部の地域でロールプレイ方式を取り	評定 a 年度計画の取組に加え、web研修会や研修方法の工夫を重ね、また、女性の加入者を増やすという目的のために、女性農業委員、農地利用最適化推進委員に対する研修会で、現場での推進を担当する女性に直接働きかけたことは効果的であり、結果として女性の基幹的農業従事者数が大幅に減少している中で女性の加入目標を大きく上回る実績につながっていることから取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が見られるため、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。	

	る目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。 【指標】 ○ これまでの加入推進に係る課題及び成果等を踏まえて、毎年度、加入推進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に年1回以上周知したか。 ○ 毎年度、都道府県別新規加入者に関する目標を設定し、月別の達成状況のフォローアップを行うとともに、毎月、当該達成状況について、各業務受託機関へ情報提供したか。 ○ 業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。	また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定して、毎月その達成状況のフォローアップを行い、業務受託機関への情報提供を行うとともに、年1回以上、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど情報共有を行う。	会議等において、当該取組方針の周知徹底を図ります。 イ 制度の理解増進や、取組方針を踏まえて若い農業者及び女性農業者に重点を置いた加入推進活動の活発化を図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者など加入推進を担う者を対象とする研修会等を開催します。 ウ 都道府県毎に新規加入推進目標数を設定した上で、市町村段階の業務受託機関毎の新規加入推進目標数を登録させ、月別の達成状況のフォローアップを行い、各業務受託機関へ情報提供を行うとともに、業務受託機関における課題や	性農業者に重点を置いた加入推進活動の活発化を図ったか。 ・都道府県毎に加入推進目標を設定して、月別の達成状況のフォローアップを行い、各業務受託機関へ情報提供を行うとともに、業務受託機関における課題やその解決策について意見交換等を行うなど加入推進の進捗管理を行ったか。 ・業務受託機関における加入推進の課題及びその解決策について、年1回以上、各業務受託機関の間で共有できる活動を行ったか。	インタビュー方式の研修項目を取り入れるなど、効果的な加入推進に繋がるよう工夫を凝らした取組を行った。 当該研修会以外にも、令和6年度より農業者年金広域推進協力員となった全国農業委員会女性協議会会長と連携し、令和7年度は若い農業者、女性農業者に対する制度普及及び加入推進の観点から、女性農業委員、女性農地最適化推進委員を対象に研修会（農業者年金制度のアピール等）を積極に行った。	ウ 都道府県毎に新規加入者数の目標を設定し、進捗管理を行い、毎月、都道府県毎の新規加入者数等について「加入推進ニュース」を作成・提供することにより、各業務受託機関が現状を把握し、対策を講じることができるよう対応している。 また、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施し、各都道府県において他県の取組等を参考にして活用できるよう、アンケート結果について取りまとめ及び分析を行った上で提供を行った。 さらに、ブロック会議の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上で、ディスカッションを行うことを通じて、取組状況（特に優良事例）の横展開を図った。	エ 若者及び女性の市町村別新規加入目標に対する目標達成率が、第4期中期目標期間（平成30年度から令和4年度）のうち3年以上、全国の市町村平均目標達成率を下回り、かつ令和4年12月末の加入対象者数（基幹的農業従事者数－被保険者数）が100人以上の市町村を特別対策地域としていた令和5年度より設定した対象地域について、引き続き令和7年度も指定した（青森県、茨城県、愛知県、京都府、高知県、福岡県内の市町村10件JA16件）。 特別対策地域毎に ・担当する基金の役職員及び全国段階の業務受託機関の担当者の決定 ・同地域を管轄する都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して特別対策地域推進チームを設置 ・現地での意見交換の中で提出されたフォローアップシートの説明を確認しつつ、必要に応じて取組結果の見直しを検討させ、進捗状況の確認を行った。	入れるなど研修項目の充実を図った。 当該研修会以外にも、令和6年度から農業者年金広域推進協力員となった全国農業委員会女性協議会会長と連携し、令和7年度は積極的に女性農業委員等向け研修会を行った。	
--	--	---	---	--	--	--	--	---	--

			その解決策について意見交換等を行うなど加入推進の進捗管理を行います。 エ 若い農業者や女性農業者の加入推進活動の進捗が遅れており、特に加入推進を促進する必要がある市町村・JA地域を、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、特別対策地域に指定し、当該対象市町村・JA地域毎に、担当する当基金の役職員を決めて、巡回意見交換などの特別活動を実施します。			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進に資する観点から、基金又は業務受託機関による新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例を把握	(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者等へのアンケート調査や業務受託機関の活動実績及び優良事例の把握等を行うとともに、農業者等の声を直接又は、	(4) 加入者に係るデータ収集・分析 効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者等へのアンケート調査や、業務受託機関の活動実績の把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を行	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者へのアンケート調査、業務受託機関の活動実績把握、優良事例の調査等により必要なデータ・情報の収集・分析を	<主要な業務実績> 令和6年度の新規加入者アンケート調査の結果については、「(1) 若い農業者の加入の拡大」及び「(2) 女性農業者の加入の拡大」において記載したが、これらの結果を踏まえるとともに、令和7年度も引き続きオンラインセミナーを開催し、基金が直接農業者等に対して、加入の働きかけを行うことにより、効果的な加入推進に努めた。 なお、オンラインセミナー終了後のアンケートによる満足度調査では、4回開催平均で「とても満足」との回答が約43%、「やや満足」との回答が約35%となっており、約8割の方々が満足しているとの結果になった。当該結果から見ても、オンラインセミナーについては、非常に効果的な加入推進の手法と考えられる。 加えて、新規加入者が増減した業務受託機関について、その要因等を調査するアンケートを実施したところ、女性の加入推進部長の割合が多い県は、少ない府県と比較して戸別訪問時間はほぼ同じ水準であるものの、新規加入者数が多い傾向にある。また、加入者が増加した理由として、「戸別訪問を増やした」と回答した業務受託機関が最も多く、戸別訪問の効果を再確認できる結果となった。アンケート結果について各都道府県の業務受託機関において活用いただくよう共有を図った。	<評価と根拠> 評価：b 新規加入者アンケート調査の結果や業務受託機関の活動実績、優良事例調査等を検証するとともに、優良な取組事例は各業務受託機関へ横展開を図り、より効果的な取組の推進に努めた。このことから取組は十分でありb評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目	評価 b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

握等するとともに、農業者等の声を直接又は業務受託機関を通じて把握・分析を進め、全国の業務受託機関と共有を図る。	業務受託機関を通じて把握・分析を行い、全国の業務受託機関と共有を図る。	うとともに、農業者等の声を直接又は、業務受託機関を通じて把握・分析も行い、全国の業務受託機関と共有を図ります。	行い、加入推進の取組の効果を検証したか。 また、これらの検証結果を踏まえ、業務受託機関と協議しつつ、より効果的な取組となるよう必要な検討を行ったか。	さらに、ブロック会議の場において、各都道府県より取組状況の報告をいただいた上で、ディスカッションを通じて取組状況（特に優良事例）の横展開を図ることに加え、新規加入者数が全国上位であった業務受託機関からの取組事例の報告により効果的な取組事例を把握し、併せて基金ホームページへの掲載を通じて全国の業務受託機関に対して共有を図った。	標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する													
(5) ホームページ等による情報の提供 制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン及びSNSを活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよ	(5) ホームページ等による情報の提供 制度改正等があった場合はそれに対応しながら、ホームページ、メールマガジン、SNS等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運用状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい情報を掲載又は発信し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。 なお、ホームページについては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよ	(5) ホームページ等による情報の提供 ア 基金や業務受託機関において、制度の仕組み・特徴等を周知するためのパンフレットやリーフレット等広報資料を作成し、農業者が集まる機会等を活用して、説明・配布等を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、SNS等を活用して、情報発信します。 また、基金の運用状況、事業の実施状況等の情報をホームページに掲載する等、情報提供を行います。 イ ホームページについ	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・制度周知のためのパンフレットやリーフレット等を作成し、SNS等を活用して情報発信を行ったか。 ・新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度の周知に努めたか。	＜主要な業務実績＞ ア 制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレットや、若い農業者向け（政策支援の内容等を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、主に40歳以上の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となること等を説明したもの）のリーフレットやオンラインセミナーの告知に関するチラシについて作成し、新規就農者が集まる機会、JAの青年部組織の会合、就農イベント等の新規就農希望者が集まる機会等を活用して配布・説明等を行えるよう、業務受託機関等に対し提供し、基金職員自らも全国農業青年クラブ連絡協議会総会や新・農業人フェアなど農業者等が集まるイベントに参加し、チラシの配布・説明等を行った。 制度説明用・他の制度と農業者年金動画について作成したものを、加入推進特別研修会で活用した。当該パンフレットやリーフレット、加入者・受給者の声の紹介、オンラインセミナーアーカイブ動画、加入推進用資料の情報をホームページに掲載するとともに、農林水産省が配信している「経営局公式 Facebook ページ」、青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」、「農業担い手メールマガジン」、「農業女子プロジェクトメールマガジン」、及び「MAFF アプリ」に加え、各地方農政局発行のメールマガジンにも制度のPR記事を掲載した。 (参考) <table><tr><td>広報媒体</td><td>令和7年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>農林水産省各メールマガジン（各農政局発行も含む）</td><td>16件</td><td>19件</td></tr><tr><td>農林水産省・農業経営者net（Facebook）</td><td>4件</td><td>3件</td></tr><tr><td>MAFF アプリ</td><td>4件</td><td>3件</td></tr></table> イ 基金ホームページについて見やすいものに改善して欲しいという声があり、令和8年3月に大幅にリニューアルを行った。その結果、同月のホームページのアクセス件数が、前年同月比135.5%、前月比130.2%となるなど、情報発信の取組への成果が表れた。 ウ 加入推進活動を広域的に展開する広域推進協力員として全国農業委員会女性協議会会長へ委嘱しており、多人数が一堂に会しての新規就農者や女性農業者に対するイベントの場に講師として対応するようにしている。 また、全国町村会、AFJ 日本農業経営大学校、NOSAI 全国連、全国酪農業協同組合連合会、農業経営アドバイザーを所管する日本政策金融公庫や日本FP協会等、農業内外の機関に協力を依頼し、週報やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を実施いただき、幅広い周知活動を行った。 エ 令和7年度に4回開催したオンラインセミナーについては、視聴者アンケート結果によると「とても満足」、「やや満足」の回答割合が平均で全体の7割強となった。 また、オンラインセミナーの周知に当たっては、令和7年度から新たに SNS 広告を始	広報媒体	令和7年度	令和6年度	農林水産省各メールマガジン（各農政局発行も含む）	16件	19件	農林水産省・農業経営者net（Facebook）	4件	3件	MAFF アプリ	4件	3件	＜評定と根拠＞ 評定：a 本制度の推進するため、インターネット等を活用し、以下の取組を行った。 ア 若い農業者、女性農業者等に特化したリーフレット等を作成し、新規就農者が集まる機会等を活用した情報提供、加入者・受給権者の声の紹介、幅広く Web サイト等を活用しての若い農業者や女性農業者等への情報発信を行った。 イ ホームページについて、セキュリティ、アクセスしやすさ及び使いやすさの維持・向上について努め、誰でも見やすいホームページにするため令和8年3月に大幅にリニューアルを行った。その結果、同月のホームページのアクセス件数が、前年同月比135.5%、前月比130.2%となるなど、情報発信の取組への成果が表れた。 ウ 若い農業者や女性農業者等を支援する全国・都道府県等の各段階の機関・団体と連携して、制度のPRの機会を増やし、制度の周知に努めた。 特に、令和7年度は、農林水産本省及び地方農政局の広報手段の活用、全国酪農業協同組合連合会、AFJ 日本農業経営大学校、日本政策金融公庫、金融関係団体等農内外の団体との連携拡大を図った。	評定 a 農業者年金制度の情報発信源の大きな役割を果たすホームページを令和8年3月に大幅にリニューアルした結果、アクセス件数が前年同月比135.5%とする成果を得るとともに、オンラインセミナーについて今年度はテーマを変えて年4回（昨年度1回）開催し、合計1,003人の参加登録を得るなど目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。
広報媒体	令和7年度	令和6年度																
農林水産省各メールマガジン（各農政局発行も含む）	16件	19件																
農林水産省・農業経営者net（Facebook）	4件	3件																
MAFF アプリ	4件	3件																

	う、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。 また、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度の PR を行う機会を増やす。	就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度の PR を行う機会を増やす。	ては、国民が制度の内容や基金の活動状況等の必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組みます。 ウ 新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者に対する支援を行う農業内外の関係機関・団体等と情報交換を行う等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度の PR を行う機会を増やし、制度の周知に努めます。 エ オンラインセミナー等によりさらなる制度周知を図っていきます。	めとする Web 広告及び新聞広告を導入し、農業者等に直接情報を届ける工夫も行った。さらに、当該広告にはオンラインセミナーの周知に係る情報のみならず、農業者年金制度の特徴や加入するメリットも同時に掲載し、これらの取組を通じて、効率的かつ効果的な情報発信を行った。	エ オンラインセミナーを開催し、アンケート結果のとおり視聴者の満足度は高いものとなっている。また、2年目となった令和7年度は、新たに Web 広告等も活用することにより、セミナー情報の周知を行うとともに、農業者年金制度の特徴等についても効率的かつ効果的な情報発信を行えた。 以上のように、様々な手法で情報発信を行い、新規加入者数が前年度を上回る成果があったことから a 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	---	--	--	--

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報				
第１－４	加入者等に対して提供するサービスの向上			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	４　加入者等に対して提供するサービスの向上	４　加入者等に対して提供するサービスの向上	４　加入者等に対して提供するサービスの向上				B	評定	B
								３つの小項目全てがb評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/5×2項目＋2点(b)×3/5×1項目＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B	
	（１）年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金	（１）年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、基金のホームページにおける新制度の年金額シミュレーションや農業者年金と国民年金を合算した年金	（１）年金額の「見える化」の推進 老後の生活設計に資するため、以下の情報提供に取り組めます。 ア　基金のホームページに掲載している新制度の年金額のシミュレーションが行	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・加入者等に対し年金シミュレーターの活用や年金額の試算例の掲載する等老後の生活設計に資するための情報提供を行ったか。	＜主要な業務実績＞ ア　本年度も制度周知チラシ及びパンフレットに新制度の年金額のシミュレーションが行えるページの情報を掲載した。 イ　農業者年金と国民年金を合算した年金額の試算例を掲載し情報提供を行った。 ウ　上記について本年度のアクセス数を検証し、引き続き効果的な情報提供の手法を検討していく。		＜評定と根拠＞ 評定：b 農業者の老後の生活設計に資するため、以下の情報提供に取り組んだ。 ア　基金のホームページに掲載している新制度の年金額のシミュレーションが行える年金シミュレーターの活用について、パンフレット等により情報提供を行った。 イ　農業者年金と国民年金を合算した年金額について、基金のホームページに掲載する等情報提	評定	b
								自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

	額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。	額の試算例等の情報提供を充実し、加入者及び加入しようとする者が、将来受給できる見込みの年金額を把握しやすくするなど、効果的な情報提供の手法等を検討し、可能なものから取り組む。	える年金シミュレーターの活用について、パンフレット等により情報提供します。 イ 農業者年金と国民年金を合算した年金額について、複数パターンの試算例を、基金のホームページに掲載する等情報提供します。 ウ ア及びイの取組について、検証し、より効果的な情報提供の手法等を検討します。			供を行った。 ウ ア及びイの取組について、検証し、より効果的な情報提供の手法等を検討した。 これらのことから取組は十分であり、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	(2) 手続のオンライン化等 手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。 なお、手続のオンライン化及びマ	(2) 手続のオンライン化等 手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携等を推進する。 なお、手続のオンライン化及びマイナ	(2) 手続のオンライン化等 手続の利便性向上及び添付資料の負担軽減を図ることによって、加入者等に対するサービス向上に資するため、手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題の検討を踏まえ、新たな業務フローの検討を行いま	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ・手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を行ったか。	<主要な業務実績> 手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題及び連携実現後の業務手順等の検討を踏まえ、新たな業務フローの検討を行った。 ①手続きのオンライン化 オンライン化を利用者視点から検討した結果、オンラインで手続きできる機能を開発するよりも、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から基金が取得した情報で処理できるものについては手続き自体を省略できる機能を開発する方が、手続の利便性の向上及び届出者の申請者の負担軽減が図れることから、手続きの省略を当該手続きに関するオンライン化として整理し、優先的に取り組むこととした。 このため、現況届の省略について、システム改修に向けて要件定義を行うと共に、新たな業務フローを検討した。 また、死亡届等の省略に向けて、農業者年金記録管理システムのデータベースの拡張等について検討を進め、令和8年度から「事務手続き・事務処理のデジタル化の実現に向けたシステム基盤の設計開発」に着手するための準備を進めた。 ②マイナンバー制度による情報連携 マイナンバー制度による情報連携を円滑かつ着実に実施するため、デジタル庁の要請を受け、「第三期情報提供ネットワークシステム移行に伴うインターフェースサーバの更改業務」の対応を令和7年8月に完了した。 また、デジタル庁の要請を受け、「公共サービスメッシュ移行における要件業務」を実施し、令和10年1月に公共サービスメッシュに移行するための設計・開発業務について、	<評価と根拠> 評価：b 手続のオンライン化及びマイナンバー制度による情報連携について、実現に向けて解決すべき課題及びこれを解決するための業務手順等の検討を踏まえ、新たな業務フローの検討を行ったことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価 b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

	イナメンバー制度による情報連携等が実施可能な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。	な体制が整った段階において、加入者等へ利便性の向上等について普及啓発を行う。	す。		令和8年度に着手するための準備を進めた。						
	(3) 年金相談制度改正があった場合はそれに対応しながら、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応を行う。	(3) 年金相談農業者等からの問い合わせは、電話を媒体とした言葉のみによる対応となるため、相手の言葉から素早く問い合わせ内容を判断し、的確に分かりやすい回答で、かつ細心の注意を払いながら間違いなく伝える。	(3) 年金相談農業者等からの問い合わせは、電話を媒体とした言葉のみによる対応となるため、相手の言葉から素早く問い合わせ内容を判断し、的確に分かりやすい回答で、かつ細心の注意を払いながら間違いなく伝えます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応を行ったか。	<主要な業務実績> 令和7年度の農業者等からの年金相談は3名の相談指導員が3,960件（月平均330件）の対応をし、農業者等が利用しやすく、農業者等の視点に立った懇切丁寧な対応に努めた。 （参考）主な相談内容・相談相手 1 相談内容：年金給付に関する事項(2,728件:69%)、資格に関する事項(838件:21%)、制度に関する事項（161件：4%）、保険料に関する事項（110件：3%）、その他（53件：1%） 2 相談相手:受給権者(1,748件:44%)、農業協同組合(667件:17%)、被保険者(580件:15%)、農業委員会(240件：6%)、未加入者(109件：3%)、その他・不明(616件：16%)	<評価と根拠> 評価：b 令和7年度は、農業者等から3,960件（月平均330件）の相談対応をしたことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
評価	b										
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。											

様式１－１－４－２ 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報				
第２－１	業務改善の推進			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第４ 業務運営の効率化に関する事項	第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A	評価	A	５つの中項目２項目が「A」評価、３項目が「B」評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価 ※３点(A)×3/7＋３点(A)×1/7＋２点(B)×1/7×３項目＝2.57 点 2.5 点以上 3.5 点未満：A
	１ 業務改善の推進	１ 業務改善の推進	１ 業務改善の推進			A	評価	A	３つの小項目のうち ２項目が a 評価、１項目が b 評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価 ※３ 点(a)×1/3×２項目＋２ 点(b)×1/3＝2.67 点 2.5 点以上 3.5 点未満：A
	(１) 業務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要す	(１) 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費	(１) 事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費	<主な定量的指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担の軽減や、業務運営に要する経費の抑制に向けた業務改善を推進するため、業務改革推進委員会において、基金が中期的に取り組むべき重要な課題として整理された「加入推進」、「農業者年金業務のデジタル化等の推進」、「会議等の資料のデジタル化」及び「デジタルを活用した業務改革プロジェクト」について、四半期	<評価と根拠> 評価：a 業務改革の取組状況について確認し、今後の対応状況について議論し、議論を通じ、オンラインセミナーの開催、会議等の資料のデジタル化を実現	評価	a	業務のデジタル化を通じ出張旅費を抑制しつつ、必要な対応として現地セミナーを行い、かつ基金内の会議について

	る経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・見直しや業務のデジタル化等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。 また、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業務の合理化・効率化を進める。	の抑制を図る観点から、業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務のデジタル化等を検討する。 また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行う。 さらに、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施することにより、業務の合理化・効率化を進める。	の抑制を図る観点から、業務改善を推進するため、業務のデジタル化等を検討するなど、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行います。 また、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進するため、工程表を作成して進捗管理を行い、業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行います。 さらに、業務の合理化・効率化を進めるため、業務マニュアルの整備・改善等の取組を継続的に実施します。	＜評価の視点＞ ・業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務改善を推進するため、業務のデジタル化等を検討するなど、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行なったか。	毎に取組状況について確認するとともに、今後の対応方向について議論し、必要に応じ工程の見直しを行った。 こうした業務改革推進委員会における議論を通じ、 ① 全国の農業者や業務受託機関等を対象としたセミナーを、実地開催の場合に必要な全国各地での会場開催費用や基金職員等の出張旅費等を抑制しつつ、令和7年度は、5月・8月・12月、8年3月の計4回開催。 ② 基金内部の会議の完全ペーパーレス化やタブレット端末の活用など、会議資料のデジタル化を実現。 なお、「会議等の資料のデジタル化」については、上記のとおり必要な取組を実現したことから、これらに代えて、2月に新たな課題として「年金業務の効率化に向けた内部デジタル人材の育成・確保」を追加した。	した上で、さらに新たな課題に取り組むこととしたことから、a 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	は、完全ペーパーレス化を行うなど、デジタル化の検討を行うための業務フローの検証、改善という計画の目標から見れば目標を上回る成果があったことから自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。	
	（2）農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して着実に促進し、業務受託機関における業務の効率化や事務処理の進行管理等を進めるとともに、加入者等へのサービス向上に資する。 【指標】 ○ 農業者年金記録管理シス	（2）農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会において同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルを業務受託機関に	（2）農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会において同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルを業務受託機関に	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・農業者年金記録管理システムの利用促進に取り組んだか ・同システムを利用した届出書等の作成割合が前年度実績以上となったか。	＜主要な業務実績＞ ① 令和7年6月24日に「令和7年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」（以下「利用促進取組方針」という。）を業務受託機関に通知し、都道府県段階の業務受託機関に対してはシステム研修会の開催の要請、市町村段階の業務受託機関への指導等の実施、市町村段階の業務受託機関に対しては農業者年金記録管理システムの利用促進を働きかけた。 ② 都道府県段階の業務受託機関が主催する市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象としたシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム利用のメリット及びシステム操作方法等の説明を行い、システムの利用促進に取り組んだ。 ③ システム研修会を開催しない又は研修会の開催が遅れる場合には、基金ホームページに掲載しているシステム利用方法習得のための教材（視認性の高いもの）を活用するよう、都道府県段階の業務受託機関に対し、担当者会議（令和7年4月開催）及びブロック会議（令和7年10・11月開催）において周知した。 これらの取組により、令和7年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、令和6年度実績と比較すると農業委員会は2.41	＜評価と根拠＞ 評価：b 業務受託機関に対して、システムの利用促進取組方針を通知し、都道府県段階の業務受託機関に対してはシステム研修会の開催の要請、市町村段階の業務受託機関への指導等の実施、市町村段階の業務受託機関に対しては、農業者年金記録管理システムの利用促進を働きかけた。 また、市町村段階の業務受託機関の新任者等を対象としたシステム研修会に基金職員を講師として派遣し、システム研修会において、システム利用のメリット及び操作方法の説明を行う等、システムの利用促進に取り組んだことにより、令和7年度のシステムを利用した届出書等の作成割合については、令和6年度実績と比較すると農業委員会は2.41ポイント上回り、	評価 b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

	テムを利用した届出書等の作成割合が、本中期目標期間の各年度において、それぞれ前年度実績以上であったか。 ○ 農業者年金記録管理システムを利用可能な全ての業務受託機関が利用することを目指して、都道府県段階の業務受託機関におけるシステム研修会への講師派遣や当該システムの利用環境の改善等を行ったか。	対して周知するとともに、同システムの利用環境の改善等を行うことを通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めるとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。	対して周知するとともに、同システムの利用環境の改善等を行うことを通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組みます。 特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めるとし、同システムを利用した届出書等の作成割合が令和6年度実績以上となるようにします。		ポイント上回り、農業協同組合は 2.95 ポイント上回った。 【システムを利用した届出書等の作成割合】 <table><tr><td>業務受託機関</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>農業委員会</td><td>41. 29%</td><td>38. 88%</td></tr><tr><td>農業協同組合</td><td>50. 70%</td><td>47. 75%</td></tr></table>	業務受託機関	令和 7 年度	令和 6 年度	農業委員会	41. 29%	38. 88%	農業協同組合	50. 70%	47. 75%	農業協同組合は 2.95 ポイント上回ったことから、 b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
業務受託機関	令和 7 年度	令和 6 年度														
農業委員会	41. 29%	38. 88%														
農業協同組合	50. 70%	47. 75%														
	(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進める。	(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進める。	(3) 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて、適切かつ着実に手続等に関する諸規程等の見直しを進めたか。	<主要な業務実績> 基金では、デジタル化の進展及び住基ネットによる生存確認の活用を課題と捉え、現行の現況届提出による生存確認のプロセスを抜本的に見直すこととし、農業者年金受給権者、業務受託機関及び基金の手続等に係る負担軽減と業務効率化を図るため、農業者老齢年金のみを受給されている方で、基金において現況（生存）確認ができた受給権者に係る現況届の提出が省略できるよう、基金自ら制度上・実務上の課題を調査・整理・分析し、現況届省略に向けた取組を主体的に推進するとともに、現況届省略のために必要となる法令改正等について、農林水産省をはじめとした関係機関への働きかけ、調整等を積極的に行った。 具体的には、令和9年度から、現況届に代わり受給権者の生存等の確認は、マイナンバーを活用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して、本人確認情報の照会を実施してその提供を受けることにより行うこととし、現況届の省略に向け作成した業務フローを踏まえ、 ① 農林水産省と農業者年金基金法施行規則の改正（令和8年3月） ② 個人情報保護委員会と特定個人情報保護評価書の改定 ③ 現況届の省略に必要な関係規程等の見直しに向けて検討及び調整を行った。 また、令和9年度から農業者老齢年金に係る現況届の省略が実施されることについて、受給権者及び業務受託機関に対しては、令和8年5月の現況届の発送の際に周知することとし、事前案内文を新たに作成する等、発送物の見直しを行った。 さらに、基金主催のブロック会議（令和7年10月・11月開催）及び業務連絡協議会委員・幹事合同会議（令和8年2月開催）において、上記取組内容やマイナンバー未収録者に係るマイナンバーの取得方法等について説明を行うとともに、令和8年4月の業務担当者会議に向け事務処理の	<評価と根拠> 評価：a 現況届に代わり受給権者の生存等の確認は、マイナンバーを活用し J-LIS に対して、本人確認情報の照会を実施してその提供を受けることにより行うこととし、現況届の省略に向け作成した業務フローを踏まえ、①農林水産省と農業者年金基金法施行規則の改正、②個人情報保護委員会と特定個人情報保護評価書の改定、③現況届の省略に必要な関係規程等の見直しに向けて検討及び調整を行った。 また、令和9年度から農業者老齢年金に係る現況届の省略が実施されることについて、受給権者及び業務受託機関に対しては、令和8年5月の現況届の発送の際に周知することとし、事前案内文を新たに作成する等、発送物の見直し等を行った。 以上により、情報連携等を活用した業務のデジタル化の進捗に併せて手続等に関する諸規程等の見直しを関係機関とも調整しつつ適切かつ着実に進めた。 さらに、これらの取組により、農業	評価a ・年金受給者及び農業者年金基金職員等の事務負担である農業者老齢年金に係る現況届（約10万人が対象。毎年実施。）について、住基ネットの生存情報を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から入手することで省略が可能となるが、農業者年金基金法施行規則の改正やシステム改修が必要となる。 ・このため、基金自らが当該規則や特定個人情報保護評価書の改正に向けて、農林水産省及び個人情報保護委員会と検討や調整を行うなど計画を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。									

					詳細について検討した。	者年金加入者、業務受託機関及び基金 の手續等について、大幅な負担軽減に つながるとの期待が認められること から a 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標 を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標 を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善 を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本 的な改善を要する	
--	--	--	--	--	-------------	--	--

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報				
第２－２	手続・業務のデジタル化の推進等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	2 手続・業務のデジタル化の推進等	2 手続・業務のデジタル化の推進等	2 手続・業務のデジタル化の推進等			A	評価	A	
							4つの小項目のうち2項目がa評価、2項目がb評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「A」評価※3点(a)×3/8+3点(a)×1/8+2点(b)×3/8+2点(b)×1/8=2.5点 2.5点以上3.5点未満：A		
	(1)被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化に向けて、システム改修等を進める。	(1)被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する。 このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行い、情報システムの検討及	(1)被保険者及び受給権者の資格確認等の効率化に資するため、手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進します。 このため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を踏まえて、情報システムの検	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・事務手続・事務処理のデジタル化の推進を行ったか。 ・業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行ったか。	<主要な業務実績> 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する取組として、令和9年度から、農業者老齢年金のみ受給されている方で、基金においてマイナンバーを活用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して、本人確認情報の照会を実施してその提供を受けることにより現況（生存）確認ができた受給権者の現況届の提出を省略できるよう、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を踏まえ、 ① 現況届省略のシステム対応（J-LIS 照会要件含む）の検討 ② マイナンバー紐付けのシステム対応（マイナンバー取得対象含む）に係る検討 ③ マイナンバー未取得者の現況届省略に向けたシステム対応の検討を適切な工程管理のもと計画的に行い、システム改修に係る要件定義を実施した。	<評価と根拠> 評価：a 手続のオンライン化やマイナンバー制度による情報連携等を活用した事務手続・事務処理のデジタル化を推進する取組として、令和9年度から、農業者老齢年金のみ受給されている方で、基金においてマイナンバーを活用し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して、本人確認情報の照会を実施してその提供を受けることにより現況（生存）確認ができた受給権者の現況届の提出を省略できるよう、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を踏まえ、 ① 現況届省略のシステム対応（J-LIS 照会要件含む）の検討 ② マイナンバー紐付けのシステム対	評価	a	
							・年金受給者及び農業者年金基金職員等の事務負担である農業者老齢年金に係る現況届（約10万人が対象。毎年実施。）について、住基ネットの生存情報を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から入手することで省略が可能となる。 ・このため、現況届の省略に向け業務フローの検証、改善点の検討・洗い出しを行うとともに、基金自らがシステム改修に着手するなど計画を上回る成果があったことから、自己評価		

		び整備を進める。	討及び整備を進めます。			応（マイナンバー取得対象含む）に係る検討 ③ マイナンバー未取得者の現況届省略に向けたシステム対応の検討を適切な工程管理のもと計画的に行い、システム改修に係る要件定義を実施した。 これらの取組により、事務手続・事務処理のデジタル化を推進、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を踏まえた情報システムの検討及び整備を進め、手続等に関する諸規程等の見直し状況とも調整しつつ適切かつ着実に進めたことから a 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	の「a」評価が妥当であると認められる。	
	(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語（COBOL）の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。 この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。	(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語（COBOL）の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて整備を進める。 この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。	(2) 現行の農業者年金記録管理システムにおけるプログラム言語（COBOL）の将来性や技術者の確保の状況等を踏まえながら、適切な工程管理に基づき、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けた検討を行います。 この場合において、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように、また、将来のクラウド化を視野に検討を進める。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けた検討を行ったか ・基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進めたか。	<主要な業務実績> 新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進め、課題対応の順番等について、デジタル統括アドバイザーと整理した。 具体的には、 ① 既存システムのクラウド環境との親和性の評価 ② BPR(業務改革)やビジネスロジックの刷新、アプリケーションのモダン化 ③ これを実行するための体制の整備 が必要であることを確認した。 これを踏まえ、新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けては、システム面の検討だけでなく、将来の農業者年金業務の「ありたい姿」を明確にし、これを実現するための制度及び業務の見直しが必須であり、基金全体の課題として取り組む必要があることを再確認した。 また、プログラム言語（COBOL）の将来性については、当面は利用できることを確認した。 プログラム言語の移行やクラウド化に関する今後の対応方針について整理した。	<評価と根拠> 評価： b 新たな農業者年金記録管理システムの構築に向けて、基金及び業務受託機関の操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるように将来のクラウド化を視野に検討を進め、課題を整理したことから、 b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b
	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。							

	ウド化を視野に検討を進める。		ます。					
	(3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進める。	(3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの検討及び整備を進める。	(3) 今後、所得税等の源泉徴収を要しない限度額を超える年金を受給する者が飛躍的に増えることが見込まれることに伴い、当該事務を的確に処理するため、適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの整備に向けた検討を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・適切な工程管理に基づき、源泉徴収システムの整備に向けた検討を行ったか。	＜主要な業務実績＞ 令和7年度の所得税法等の改正により、源泉徴収対象者が当面の間発生しないことが見込まれたことから、所得税等の源泉徴収及び納税に係る機能追加に係る農業者年金記録管理システムの改修工程等を見直した。 具体的には、今後の源泉徴収対象者数の増加見込みを踏まえて大規模なシステム改修の必要性の有無について検討した結果、必要な機能を限定するなどシステム改修規模の縮小を図るとともに、当面の対応として、暫定的な業務フロー等の整理・検討に着手した。	＜評定と根拠＞ 評定：b 令和7年度の所得税法等の改正により、源泉徴収対象者が当面の間発生しないことが見込まれたことから、今後の源泉徴収対象者数の増加見込みを踏まえて大規模なシステム改修の必要性の有無について検討した結果、必要な機能を限定するなどシステム改修規模の縮小を図るとともに、当面の対応として、暫定的な業務フロー等の整理・検討に着手したことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものを実施する。	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、その効果が大きく見込まれ、かつ、適切な工程管理に基づき実施可能なものについて、計画的に開発、改修等を実施する。 また、令和6年度に予定している事務所移転に伴い、情報システムを適切に移設する。	(4) 情報システムの整備については、今後、制度改正があった場合や政府の方針等を踏まえて対応するとともに、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を実施します。 また、その上で農業者年金記録管理システム	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・政府の方針等を踏まえて対応するとともに、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を実施したか。 ・農業者年金記録管理システムについては、基金、シス	＜主要な業務実績＞ ① 農業者年金記録管理システムの改修に当たっては、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に改修等を実施した。 また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点の踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。 ② システム定例会については、システム運用・保守業者及びデジタル統括アドバイザー出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 ③ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」を踏まえ、業務改善・手続き業務のデジタル化等を推進するとともに、「令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日）」における国民年金基金掛金の上限額の引き上げを踏まえ、今後、農業者年金保険料についても同等の措置を講じることとされた場合を想定したシステム改修等に係る中長期的なロードマップを作成し、これをベースに農林水産省及び基金PMOと基金の目指すべき姿を共有した。 また、ロードマップを実現するための詳細な実施スケジュールも整理し、「令和8年度税制改正の大綱」に先立ち要件定義に係る調達を開始する等、基金の自発的な取り組みにより、着実にシステム整備を進めた。 ④ 情報システムの整備及び管理に当たっては、独立行政法人農業者年金基金PMOにおいて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」	＜評定と根拠＞ 評定：a ① 農業者年金記録管理システムの改修に当たっては、システム利用者からの改善要望や業務改善・手続き業務のデジタル化等の推進の検討を行い、必要性及び緊急度の高いものから適切に優先順位付けを行った上で計画的に実施した。 また、基金内の要望に対しても、業務効率化の観点の踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、改修項目を検討し、計画的に実施した。 ② システム定例会については、システム運用・保守業者及びデジタル統括アドバイザー出席の下、毎月1回開催し、システム改修案件の確認のほか、システム上の課題等について情報共有や意見交換を行うなど、システムが安定的に稼働できるよう取り組んだ。 ③ 今後の基金の情報システムの整備について、中長期的なロードマップを作成し、これをベースに農林水産	評定	a
							令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月）において農業者年金保険料の上限額の引上げが措置（6.7万円→7.4万円/月。全額所得控除。）されたが、当該引上げにはシステム改修が必要となる。 当該システム改修を税制大綱後に実施した場合、上限額（7.4万円）の適用が令和10年8月からとなるため、基金自らの判断で前倒してシステム改修を実施した結果、令和10年1月から適用できるようになり、被保険者の老後所得の充実化に寄与するなど計画を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評定が妥当であると認められる。	

	(5) 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのっとり、適切に対応する。	(5) 情報システムの整備及び管理に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのっとり、適切に対応する。	については、基金、システム改修業者及びデジタル統括アドバイザーによるシステム定例会を毎月開催して、適切な工程管理に基づき開発、改修等を実施します。	テム改修業者及びデジタル統括アドバイザーによるシステム定例会を毎月開催して、適切な工程管理に基づき開発、改修等を実施したか。 ・情報システム整備方針にのっとり、適切に対応したか。	(令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)にのっとり、次の取組を実施することにより、ガバナンスの一層の強化を図った。 - 令和7年度からの新たな取組として、週1回、デジタル統括アドバイザーを駐在させ、プロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、PJMOが実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供。 - PJMOが積算根拠の妥当性や投資対効果の検証、要求に係る必要性等について精査できるよう、要求事項を決定するPMO会議に先立ち、デジタル統括アドバイザーに助言を求めることを義務づける等、予算要求に係る手順の見直しを行い、事務要領として整理。	省及び基金PMOと基金の目指すべき姿を共有するとともに、これに基づき着実にシステム整備を進めた。 ④ 基金PMOにおいて「情報システム整備方針」にのっとり、PJMOに対する実務的な支援の充実等を定めた事務要領の策定等、情報システムの整備及び管理に係るガバナンスの強化に向け積極的に取り組んだ。 以上のことから、a 評定とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	--	---	---	---	--

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第２－３	運営経費の抑制		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	５年度 （６年度予算）	６年度 （７年度予算）	７年度 （８年度予算）	８年度 （９年度予算）	９年度 （10年度予算）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率	効率化除外経費を除き対前年度比△5%以上	△3.0%（令和４年度予算と令和５年度予算の比較）	△5.0%（前年度比）	△5.0%（前年度比）	△5.0%（前年度比）			
	業務経費削減率	対前年度比△3%以上	△1.0%（令和４年度予算と令和５年度予算の比較）	△3.0%（前年度比）	△3.0%（前年度比）	△3.0%（前年度比）			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価																
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価								
					業務実績		自己評価									
	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制	3 運営経費の抑制				B	評定	B							
								2つの小項目全てがb 評定であり、農林水産省 評価基準に基づくウェイト を用いて算出した結果、「B」 評定 ※2点(b) ×1/2×2項目＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B								
	(1) 業務運営の 効率化及びデ ジタル化を進 め、一般管理費 及び業務経費 (業務委託費) を削減すると ともに、農業者 年金記録管理 システムの改 修・保守運用費 用の低減が図 られるように、	(1) 一般管理費 及び業務経費の 削減 業務の効率化 を進め、一般管 理費(注)につ いては、対前年 度比で平均5% 以上の削減を行 うとともに、農 業者年金記録管 理システムの改 修・保守運用費	(1) 一般管理費 及び業務経費の 削減 業務の効率化 を進め、一般管 理費(注)につ いては、対前年 度比で平均5% 以上の削減を行 うとともに、農 業者年金記録管 理システムの改 修・保守運用費	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減率 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・業務の適正な執行 を確保しつつ削減 率の目標を確保し ているか。 ・削減率が大きい場 合、それは業務見直	＜主要な業務実績＞ ① 令和8年度予算の一般管理費については、効率化除外経費等(※)を除き、業務の効率化を進めることとし、対前年度比で5%削減の予算を策定した。また、総人件費については、中期計画等で定める人員に関する指標を基に、政府の方針を踏まえ適切に対応した。 (単位：千円、%) <table><tr><td></td><td>7年度予算</td><td>8年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>248,693</td><td>236,257</td><td>△5.0</td></tr></table> ※：効率化除外経費等 人件費、固定的経費(農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等)、特殊要因による増減経費(業務のデジタル化に向けたシステムの基盤整備等に係る経費等)、消費者物価指数の反映額、		7年度予算	8年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	248,693	236,257	△5.0	＜評定と根拠＞ 評定：b 一般管理費については、対前年度比で平均5%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△5.0%の予算を策定できた。 業務経費については、対前年度比で平均3%以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△3.0%の予算を策定できた。これらのことから、b評定とした。	評定	b
							7年度予算	8年度予算	削減率							
一般管理費のうち 効率化対象経費	248,693	236,257	△5.0													
自己評価の「b」評定が 妥当であると認められ る。																

	クラウド化等を視野に検討を進める。 総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 【指標】 ○ 一般管理費（注）について対前年度比で平均５％を削減する。 ○ 業務経費について対前年度比で平均３％を削減する。 （注）人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除く。	用の低減が図られるように、クラウド化等を視野に検討を進める。 また、業務経費（業務委託費）については、被保険者数及び受給権者数の動向並びに農業者年金記録管理システムの利用等を通じた事務の合理化・効率化を適切に反映するとともに、加入推進活動の重点化を図り、対前年度比で平均３％以上の削減を行う。 これらの実施にあたっては、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。 総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 （注）人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管	用の低減が図られるように、クラウド化等を視野に検討を進めます。 また、業務経費（業務委託費）については、被保険者数及び受給権者数の動向並びに農業者年金記録管理システムの利用等を通じた事務の合理化・効率化を適切に反映するとともに、加入推進活動の重点化を図り、対前年度比で平均３％以上の削減を行います。 これらの実施にあたっては、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行います。 総人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応します。 （注）人件費（非常勤継続雇用職員を含む。）、公租公課、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管	しや効率化によるものであるか。	人勧影響額 農業者年金記録管理システムの操作性の向上や改修・保守運用費用の低減等が図られるよう、プログラム言語の移行やクラウド化等に関する今後の対応方針について整理し、検討を進めた。 ② 令和８年度予算の業務経費（業務委託費）については、効率化除外経費等（※）を除き、事務の合理化等の反映や加入推進活動の重点化を図ることとし、他機関が開催する農業者の集うイベント及び女性向けセミナーへの参加、デジタル技術を活用し全国の農業者等を対象とするオンラインセミナーを開催する等、本制度の認知度の向上等により高い効果が見込まれる取組を実施しつつ、対前年度比で３％削減の予算を策定した。 （単位：千円、％） <table><tr><td></td><td>7年度予算</td><td>8年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務経費のうち 効率化対象経費</td><td>1,816,418</td><td>1,761,923</td><td>△3.0</td></tr></table> ※：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額		7年度予算	8年度予算	削減率	業務経費のうち 効率化対象経費	1,816,418	1,761,923	△3.0	（評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	7年度予算	8年度予算	削減率												
業務経費のうち 効率化対象経費	1,816,418	1,761,923	△3.0												

		理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除く。	理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費、会計監査人関連経費及び特殊要因により増減する経費は除きます。								
	(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	(2) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を毎年度公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	(2) 給与水準の適正化 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表します。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・国家公務員の状況を踏まえた給与規程の見直しの実施。当該見直し内容及びラスパイレス指数の公表。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証の実施。当該検証結果の公表。 <評価の視点> ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレス指数を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか。	<主要な業務実績> 令和6年度における給与規程の見直し内容や対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性の検証結果について、令和7年6月末に基金ホームページで公表した。 また、令和7年8月7日に行われた令和7年人事院勧告に基づき改正された国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、基金においてもこれに準じて給与規程の見直しを行った。 なお、令和7年度における給与規程の見直し内容等については、基金ホームページにおいて令和8年6月に公表することとしている。 (参考) 対国家公務員年齢・地域・学歴別指数 令和6年度 100.1% 令和5年度 99.2%	<評定と根拠> 評定：b 令和6年度の給与規程の見直し内容、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）、役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証結果について、令和7年6月末にホームページで公表するとともに、国家公務員の給与改定の状況に準じた給与規程の見直しを行ったことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2－4	調達合理化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	随意契約件数	調達等合理化計画で掲げる目標件数（8 件）		6 件	14 件	6 件			
	一者応札・応募件数	調達等合理化計画で掲げる目標件数（7 件）		16 件	10 件	9 件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。 【指標】 ○ 一者応札・応募件数の割合	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中	4 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期	＜主な定量的指標＞ ・随意契約件数。 ・一者応札・応募件数。 ＜その他の指標＞ ・令和 6 年度調達等合理化計画において、調達手続きにおける競争性・透明性の確保に努め、経費の節減を目指すために、重点的に取り組む分野の取組状況及び調達に関するガバナンスの徹底。 ＜評価の視点＞ ・契約について、原則として一般競争入札によるものと	＜主要な業務実績＞ 競争性のない随意契約は 6 件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標件数（8 件以内）以下となったため目標を達成した。 一者応札・応募件数は 9 件であり、「調達等合理化計画」で掲げる目標件数（7 件以内）を超過し未達となったが、特殊な案件（2 件）を除くと、一者応札・応募件数は 7 件となり、目標件数以下となる。 一者応札・応募件数が目標未達となった主な要因は、特殊なシステム関係の案件（マイナンバーを扱うシステムに係る業務）が 2 件あったことにより、対応できる業者が限られていたためである。1 件目は、現在一般的ではないプログラミング言語を用いて、昭和 40 年代の開発当初より改修し続けて使用している農業者年金記録管理システムとマイナンバーを扱うシステムの情報連携に関わる業務であるため、農業者年金記録管理システムを熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。2 件目は、マイナンバーを扱う既存の情報連携システム機器（サーバ）を一部更改するもので、既存機器を熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。 一者応札・応募への対応として、令和 5 年度から入札参加辞退者より提出された意見を聴取・分析するための「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、公告期間や履行期間の見直し、入札参加者の掘り起こし、応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応	＜評定と根拠＞ 評定：B 競争性のない随意契約件数は目標件数以下であり目標を達成したが、一者応札・応募件数は目標件数を超過し、目標を達成しなかった。ただし、一者応札・応募件数については、特殊なシステム関係の案件（2 件）を除けば 7 件となり、目標件数以下となる。 一者応札・応募となってしまった案件において、「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、「一者応札・応募改善シート」を作成し、次回入札へ反映させる取組を行い、改善案件も出てきているところである。さらに、「調達等合理化計画」に基づき、引き続きオープンカウンター方式等の競争参加者増加のための取組を継続している。また、調達に関するガバナンスの徹底についても、引き続き取り組んでいる。 以上を総合的に勘案し、B 評定とした。	評定	B 自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

	が前中期計画期間の平均以下であったか。 ○ 随意契約件数の割合が前中期計画期間の平均以下であったか。	期目標期間の件数の平均以下となるようにする。	目標期間の件数の平均以下となるようにします。 また、一者応札となった案件については、その要因の分析と改善に向けての対策を検討し、次回の入札時に反映させることとします。	するほか、適正化を推進しているか。	募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和7年度において、前回調達時に一者応札であった案件のうち2件は複数応札へと改善された。 また、「調達等合理化計画」において重点的に取り組む分野として、仕様書等の電子配付、発注予定案件についての基金ホームページでの事前公表及びオープンカウンター方式の取組を引き続き行った。加えて、調達に関するガバナンスの徹底として、随意契約（少額随意契約を除く。）については契約審査委員会において適切な審査を受けるとともに、人事異動に当たっては適正な調達手続きに関する研修を実施するなどの取組を引き続き行った。	(評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	-------------------------------	---	--------------------------	---	--	--

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報				
第２－５	組織体制の整備等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度計画に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等	5 組織体制の整備等			B	評定	B	
							3つの小項目全てがB 評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/3×3項目＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B		
	(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行う。	(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行う。 イ 業務全体を効率的かつ効	(1) 組織体制の整備 ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むとともに、業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行います。 イ 業務全体を効率的かつ効	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・組織体制及び運営についての継続的 点検。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直し。 <評価の視点> ・組織体制及び人員配置について継続的な点検を行っているか。 ・必要に応じた適切な組織体制や人員配置への見直しを行っているか。	<主要な業務実績> ア 職員が希望とやりがいをもって、モチベーションを高く保ち、組織一体となって業務に取り組める組織の実現に向けて取り組むための一環として、理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を事務室内やパソコン立ち上げ時に掲示するとともに、独立行政法人農業者年金基金人事評価規程に基づき、業績評価と能力評価を柱とした人事評価制度の的確な運用を行った。 なお、職員の処遇の改善やモチベーション向上の観点から、令和7年9月29日に独立行政法人農業者年金基金人事評価規程を改正し、上位評価割合の見直しを行った。 イ 組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和6年度に退職した職員の補充のため、令和7年4月に職員1名を採用したほか、業務部各課の業務量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に1名振り替えるなど、必要に応じた組織体制や人員配置となるよう見直しを行った。 ウ IT系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT系職員や資金運	<評定と根拠> 評定：b 職員の処遇の改善やモチベーション向上の観点から、独立行政法人農業者年金基金人事評価規程を改正し、上位評価割合の見直しを行ったこと、組織体制及び人員配置について、業務部各課の業務量の動向に対応した人員の振り替えを行うなど、必要な人員配置等となるよう見直しを行ったほか、専門性の高い人材の確保のため、IT系職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、IT系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるようにするなど、専門的知見の向上を図るための取組を行ったこと等から、b評定とした。 (評定区分)	評定	b	
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。		

	イ 業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。 ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。 エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の	果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。 ウ 業務等のデジタル化並びに資金の運用環境の変化及びESG投資等の検討に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努める。 エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組む。	果的に運営できる体制を確保する観点から、旧制度と新制度における業務量の変化や新たな業務の発生等に伴う組織の体制及び運営状況について継続的に点検し、各部課の業務量の動向等に対応して、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行います。 ウ 業務等のデジタル化及び資金の運用環境の変化に適切に対応するため、外部リソースの活用を含めた専門性の高い人材の確保に努めます。 エ 専門性の高い業務を的確に遂行する観点から資格取得支援や若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組みます。	・専門性の高い人材の確保に努めているか。 ・資格取得支援等により人材育成に積極的に取り組んでいるか。	用系職員が他部等への異動時であっても、専門研修を受講できるようにするなど、専門的知見の向上を図るための取組を行った。 また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、情報セキュリティインシデント対応訓練に役職員16名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員専門研修を実施した。 資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金部職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した（令和7年度の通信講座の実績：1名）。 エ 資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めている（令和7年度の資格取得支援実績：2名）。 また、令和7年4月に採用した職員（1名）や課長の約4割（37.5%）が女性であり、部長相当職及び課長相当職の割合が26.7%であるなど、若手職員や女性職員の活躍の場を設け、働きやすい職場環境の整備や人材育成に努めている。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	---	--	---	---	--	--

	人材育成に積極的に取り組む。																							
	(2) 働き方改革の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員・女性職員ともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組む。	(2) 働き方改革の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員及び女性職員ともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組む。	(2) 働き方改革の推進 業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員及び女性職員ともに仕事と育児・介護等との両立支援、職員の心の健康の保持・増進など職員のワークライフバランスの改善に取り組みます。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・ワークライフバランスの改善。 <評価の視点> ・業務の効率化を進め、ワークライフバランスの改善に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 定時退勤の推進、超過勤務の縮減、月一日以上の年次休暇の取得及び計画的な業務の執行等について、役員部課長会などの機会を捉えて職員に周知しており、特に超過勤務については、職員一人一人の意識改革のため、「ノー残業デー」チラシの事務室内への掲示やメールによる早期退勤の励行、管理職への事前登録を徹底するなどの取組に加え、令和7年6月から①超過勤務の命令時における対応業務の精査、②業務実態の把握及び業務量の偏在化の確認、③勤務管理者による要因分析等の実施などの取組を徹底し結果、令和7年度の超過勤務時間については、前年度より10.3%減少している。 【基金全体の超過勤務時間】 <table><tr><th rowspan="2">年 度</th><th colspan="2">超過勤務時間</th></tr><tr><th>全 体</th><th>1 人月当たり</th></tr><tr><td>令和7年度</td><td>4,622 時間</td><td>6.9 時間</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>5,152 時間</td><td>7.7 時間</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>3,671 時間</td><td>5.4 時間</td></tr><tr><td>対前年度比 (R6 年度←R7 年度)</td><td>▲530 時間 (▲10.3%)</td><td>▲0.8 時間 (▲10.4%)</td></tr></table> テレワークについては、引き続き、柔軟な勤務形態の実現のため、職員の希望に応じて実施可能としている。 また、仕事と育児・介護等との両立支援については、超過勤務の縮減にも資するよう、フレックスタイム制の導入について検討を進めているほか、子どもが生まれた職員に対しては男性、女性を問わず、育児休業の取得を促した（令和7年度育児休業取得者：男性1名、女性1名）。 また、職員の心の健康の保持・増進の観点から、ストレスチェックを実施するなど、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだ。	年 度	超過勤務時間		全 体	1 人月当たり	令和7年度	4,622 時間	6.9 時間	令和6年度	5,152 時間	7.7 時間	令和5年度	3,671 時間	5.4 時間	対前年度比 (R6 年度←R7 年度)	▲530 時間 (▲10.3%)	▲0.8 時間 (▲10.4%)	<評定と根拠> 評定：b 超過勤務の縮減や仕事と育児・介護等との両立支援など、職員のワークライフバランスの改善に取り組んだことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。
年 度	超過勤務時間																							
	全 体	1 人月当たり																						
令和7年度	4,622 時間	6.9 時間																						
令和6年度	5,152 時間	7.7 時間																						
令和5年度	3,671 時間	5.4 時間																						
対前年度比 (R6 年度←R7 年度)	▲530 時間 (▲10.3%)	▲0.8 時間 (▲10.4%)																						
	(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備 情報システムの整備及び管理を適切かつ円滑に実施するため、情報システム整備方針にのっとり、PMO の設置等の体制整備	(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備 情報システムの整備及び管理を適切かつ円滑に実施するため、情報システム整備方針にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行う。	(3) 情報システムの整備及び管理のための体制整備 情報システムの整備及び管理を適切かつ円滑に実施するため、情報システム整備方針にのっとり、PMO 体制による情報システムの整備及び	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・PMO の設置等の体制整備に向けた検討を行ったか。	<主要な業務実績> 独立行政法人農業者年金基金 PMO において、情報システム整備方針にのっとり、 ① デジタル統括アドバイザーとして外部人材を活用、週に1日来所してもらい、基金内でのデジタル技術の活用に関する助言・協力 ② 情報システム整備の適切・円滑な実施のため、情報システムの企画・予算要求する際の PMO の運用体制を定めた事務要領の制定 ③ 加入推進の観点から、基金のホームページを分かりやすく見やすいものへ改修などを行った。	<評定と根拠> 評定：b PMO において、外部専門家の活用、予算要求の際の PMO の運用体制を定めた事務要領の制定、基金ホームページの改修など、基金内の情報システムの整備・管理に係る必要な取組を実施したことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を	評定b 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。																	

	を行う。		管理を行います。			上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	------	--	----------	--	--	--	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第3	財務内容の改善に関する事項			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項			B	評価 B 1つの中項目が「B」評価であるため。 ※2点(B)×1/1＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B
	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項			B	評価 B 6つの小項目のうち1項目が「a」評価、5項目が「b」評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価 ※3点(a)×1/6+2点(b)×1/6×5項目＝2.17点 1.5点以上 2.5点未満：B
	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第4に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第2に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営	1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 第2に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による運営	<主な定量的指標> ・一般管理費削減率 <その他の指標> － <主な定量的指標> ・「第2 業務運営	<主要な業務実績> 令和8年度予算は、一般管理費については効率化除外経費等（※1）を除き、対前年度比で5％削減の予算を策定し、業務経費（業務委託費）については効率化除外経費等（※2）を除き、対前年度比で3％削減の予算を策定し、業務運営の効率化に関する事項を踏まえた年度計画の予算を作成した。また、業務運営の効率化に関する事項を踏まえた令和7年度計画の予算による運営を適切に行った。	<評価と根拠> 評価：b 業務運営の効率化に関する事項を踏まえた令和8年度計画の予算を作成し、また、令和7年度計画の予算による運営を適切に行ったことから、b評価とした。 (評価区分)	評価 b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

	を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第4の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直す。	を行う。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直す。	行います。 なお、勘定別予算の作成においては、第2の5の(1)のイにより、組織の体制及び運営状況の点検により、人員配置等の見直しを行った場合、必要に応じて、適切に予算を見直します。	の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた年度計画の予算を作成し、運営を行ったか。	※1：効率化除外経費等 人件費、固定的経費（農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等）、特殊要因による増減経費（業務のデジタル化に向けたシステムの基盤整備等に係る経費等）、消費者物価指数の反映額、人勧影響額 ※2：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額	s：数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が120%以上 b：数値の達成度合が100%以上120%未満 c：数値の達成度合が80%以上100%未満 d：数値の達成度合が80%未満		
	2 決算情報・セグメント情報の開示 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	2 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。	2 決算情報・セグメント情報の開示 セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・セグメント情報を整理し、速やかに開示したか。	<主要な業務実績> セグメント情報を令和6年度決算において整理し、主務大臣から令和7年7月31日に決算が承認されたことを受け、速やかに基金ホームページで公表した。	<評価と根拠> 評価：b セグメント情報を令和6年度決算において整理し、基金ホームページで公表したことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価 b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。
	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。	3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定)等の業務達成基準に基づき、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・業務達成基準に基づく会計処理を適切に実施したか。	<主要な業務実績> 独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務（各課室の業務）ごとに令和7年度当初の予算配分を行った上で、その単位ごとの執行状況と執行見込みを踏まえ、第4四半期の開始前（令和7年12月末）までに再配分を行った。	<評価と根拠> 評価：b 収益化単位の業務ごとに当初配分及び再配分を計画的に行ったことから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価 b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。
	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権に	4 貸付金債権等の適切な管理等 旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権に	<主な定量的指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> 全ての農地等取得資金貸付金債権について、令和7年8月に債権分類の見直しを行い、その結果に基づき業務受託機関と連携して債権の円滑かつ確実な回収に取り組んだ。 また、令和8年1月に、農地等担保物件の評価の見直しを行	<評価と根拠> 評価：b 全ての債権について、債権分類の見直しを行いこれに基づき適切な管理・回収を実施した。	評価 b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

	び年金給付の過誤払等に係る返納金債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。	については、全ての債権について、毎年度、債権分類及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行う。 また、年金給付の過誤払等に係る返納金債権については、履行期限を過ぎている場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努める。	については、全ての債権について、債権分類及び農地等担保物件の評価の見直しを行い、債権の管理を適切に行います。 また、年金給付の過誤払等に係る返納金債権については、履行期限を過ぎている場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努めます。	<評価の視点> ・貸付金債権等の管理・回収を適切に行っているか。	った。 さらに、返納金債権について、履行期限を過ぎている場合は債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努めた。 【催告者数】 (単位：人) <table><tr><td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td></td></tr><tr><td>人数</td><td>-</td><td>13</td><td>190</td><td>7</td><td>10</td><td>57</td><td></td></tr><tr><td>月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>計</td></tr><tr><td>人数</td><td>10</td><td>9</td><td>186</td><td>7</td><td>7</td><td>44</td><td>540</td></tr></table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		人数	-	13	190	7	10	57		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	人数	10	9	186	7	7	44	540	また、担保物件についても評価の見直しを行った。 さらに、返納金債権については、適時、債務者に対して催告を実施の上、債権の円滑かつ確実な回収に努めたことから b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																
人数	-	13	190	7	10	57																																
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																															
人数	10	9	186	7	7	44	540																															
5	長期借入金の適切な実施 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号。以下「農年基金法」という。）附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金を行う期間において、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	5 長期借入金の適切な実施 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号。以下「農年基金法」という。）附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図ります。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・市中金利情報等。 ・応札倍率。 <評価の視点> ・極力有利な条件で借入を行っているか	<主要な業務実績> 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 17 条第 2 項の規定に基づき、長期借入金は市中の金利情報等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。 <table><tr><td>借入年月日</td><td>借入れの相手方(金融機関数)</td><td>借入金額(百万円)</td><td>借入利率(平均金利)</td><td>償還期限</td></tr><tr><td>令和 7 年 8 月 4 日</td><td>10 機関</td><td>29,000</td><td>0.668%</td><td>令和 9 年 2 月 5 日</td></tr><tr><td>令和 8 年 2 月 5 日</td><td>19 機関</td><td>42,900</td><td>0.998%</td><td>令和 9 年 8 月 6 日</td></tr></table> ・ 応札倍率（令和 7 年 8 月期）：7.54 倍 （令和 8 年 2 月期）：3.89 倍 ・ 入札日（令和 7 年 7 月 11 日）における市中金利国債：0.694% エネルギー対策特別会計の借入金（12 ヶ月）：0.661% ・ 入札日（令和 8 年 1 月 16 日）における市中金利国債：1.090% エネルギー対策特別会計の借入金（12 ヶ月）：1.048% ・ 入札参加者招へい先のべ 528 社 ・ 基金の IR 活動先のべ 4 金融機関	借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限	令和 7 年 8 月 4 日	10 機関	29,000	0.668%	令和 9 年 2 月 5 日	令和 8 年 2 月 5 日	19 機関	42,900	0.998%	令和 9 年 8 月 6 日	<評価と根拠> 評価：a 国内金利が上昇傾向にある中、支援業者と連携し、入札参加者へ個別に入札案内を行うなどの丁寧な招へい活動を行い、市中金融機関への入札参加を促したこと（入札参加金融機関数：31 機関（令和 6 年度）→ 58 機関 87%増）により、有利な条件での借入れを行ったことから、a 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																	
借入年月日	借入れの相手方(金融機関数)	借入金額(百万円)	借入利率(平均金利)	償還期限																																		
令和 7 年 8 月 4 日	10 機関	29,000	0.668%	令和 9 年 2 月 5 日																																		
令和 8 年 2 月 5 日	19 機関	42,900	0.998%	令和 9 年 8 月 6 日																																		
6	将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費	6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費	6 将来必要となる旧制度における年金等給付費の試算と点検 将来必要となる旧制度における年金等給付費	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点>	<主要な業務実績> 将来必要となる旧制度における年金等給付費については、令和 7 年 5 月上旬に、厚生労働省の生命表を用いた受給権者の生存率及び死亡率、農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算（令和 8 年度～12 年度の 5 カ年分の推計）を行い、妥当性を検証した上で「2026 年度農業者年金給付費等負担金総括表」を適切に財務省へ提出した。	<評価と根拠> 評価：b 農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算（推計）を行い、その妥当性について検証を行ったことから、取組は十分であり、b 評価とした。																																
						<table><tr><td>評価</td><td>a</td></tr></table> 日銀の金融政策変更の影響もあり借入利率が上昇傾向にある中、極力有利な条件な借入れを行うために入札参加金融機関数を増やす働きかけを行い、結果として前年比 87%増の参加機関を得たことにより 2 回の入札とも同時期の市中金利よりも低利で借入れを行うことが出来たことは取組として十分であり、かつ目標を上回る成果があったことから、自己評価の「a」評価が妥当であると認められる。	評価	a																														
評価	a																																					
						<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table> 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	評価	b																														
評価	b																																					

	の試算を行い、その妥当性について毎年度検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	について、受給権者の生存率、新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について毎年度検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	について、厚生労働省の生命表を用いた受給権者の生存率、農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。	・農業者老齢年金の新規裁定者の発生率等を勘案した試算(推計)を行い、その妥当性について検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行ったか。		(評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	---	---	---	---	--	--	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定調書（財務内容の改善に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 4	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
					業務実績	自己評価									
		第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画			B	評価	B							
						B	評価	B							
		別紙	別紙	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減率。 ＜その他の指標＞ ・業務の適正な執行を確保しつつ 削減率の目標を達成しているか。 ・削減率が大きい場合、それは業務見直しや効率化によるものであるか。	＜主要な業務実績＞ ① 令和8年度予算の一般管理費については、効率化除外経費等（※）を除き、対前年度比で5％の削減となった。 (単位：千円、％) <table><tr><td></td><td>7年度予算</td><td>8年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>一般管理費のうち 効率化対象経費</td><td>248,693</td><td>236,257</td><td>△5.0</td></tr></table> ※：効率化除外経費等 人件費、固定的経費（農業者年金記録管理システム保守経費、事務所借料経費等）、特殊要因による増減経費（業務のデジタル化に向けたシステムの基盤整備等に係る経費等）、消費者物価指数の反映額、人勸影響額		7年度予算	8年度予算	削減率	一般管理費のうち 効率化対象経費	248,693	236,257	△5.0	＜評定と根拠＞ 評定：b 一般管理費については、対前年度比で平均5％以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△5.0％の予算を策定できた。 業務経費については、対前年度比で平均3％以上の削減を行うという計画に対して、効率化除外経費等を除き対前年度比で△3.0％の予算を策定できた。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分)	評価
	7年度予算	8年度予算	削減率												
一般管理費のうち 効率化対象経費	248,693	236,257	△5.0												

				② 令和 8 年度予算の業務経費（業務委託費）については、効率化除外経費等（※）を除き、対前年度比で 3 % の削減となった。 (単位：千円、%) <table><tr><td></td><td>7 年度予算</td><td>8 年度予算</td><td>削減率</td></tr><tr><td>業務経費のうち 効率化対象経費</td><td>1, 816, 418</td><td>1, 761, 923</td><td>△3. 0</td></tr></table> ※：効率化除外経費等 消費者物価指数の反映額、人勧影響額		7 年度予算	8 年度予算	削減率	業務経費のうち 効率化対象経費	1, 816, 418	1, 761, 923	△3. 0	s：数値の達成度合が 120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度合が 120%以上 b：数値の達成度合が 100%以上 120%未満 c：数値の達成度合が 80%以上 100%未満 d：数値の達成度合が 80%未満	
	7 年度予算	8 年度予算	削減率											
業務経費のうち 効率化対象経費	1, 816, 418	1, 761, 923	△3. 0											
			<主な定量的指標> － <その他の指標> ・予算、収支計画、資金計画。 <評価の視点> ・予算、収支計画、資金計画に基づき、法人における資金の配分を行っているか。	<主要な業務実績> 予算、収支計画、資金計画に基づき資金の配分を行った。	<評定と根拠> 評定： b 予算、収支計画、資金計画に基づき資金の配分を行ったことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	評定	b						
評定	b													

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	短期借入金実績	2 億円 (限度額)		－	－	－			・ 運営費交付金の受け入れ遅延による場合の限度額は 2 億円 ・ 長期借入金が一時的に調達困難となった場合等の限度額は 934 億円
		934 億円 (限度額)		－	－	－			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		第 5 短期借入金の限度額 1 2 億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れ遅延。 2 934 億円 (想定される理由) 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	第 5 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受け入れ遅延による資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、2 億円とします。 2 農年基金法附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、934 億円とします。	< 主な定量的指標 > ・ 借入限度額 < その他の指標 > － < 評価の視点 > ・ 借入限度額の範囲内であったか。	< 主要な業務実績 > ・ 短期借入金の実績がなかった。 ・ 長期借入金の未達リスクを回避するため、支援業者との契約において未達防止策を講じている。	< 評定と根拠 > 評定：－ (評定区分) B：限度額の範囲内である D：限度額の範囲を超えた	評定 ー

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 （参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理する。	7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理する。 なお、令和6年度に事務所の移転を予定しており、移転に伴う敷金等の不要財産が発生することから、当該財産の国庫納付の方法及び時期については適切に処理する。	7 不要財産の処分 業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理します。 なお、令和6年度に行った事務所の移転に伴い発生する敷金等の不要財産については、国庫納付の方法等について主務省と調整し、令和7年度に国庫納付します。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、保有する財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産を処分し国庫に納付するなど、適切に処理したか。	＜主要な業務実績＞ 令和6年度の事務所移転に伴い発生した敷金等の不要財産については、主務省と調整の上、令和7年9月に国庫納付を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 事務所移転に伴い発生した敷金等の不要財産について、適切に国庫納付を行ったことから、B評定とした。 （評定区分） S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定 B 自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第7－1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	参考 （前中期目標期間最終 年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	年度末の常勤職員数	74人以下	令和4年度末72人	74人	73人	73人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		第6 その他主務 省令で定める業務 運営に関する事項	第6 その他主務 省令で定める業務 運営に関する事項			B	評価	B
							8つの中項目がすべて 「B」評価であり、農林水産 省評価基準に基づくウェイト を用いて算出した結果、 「B」評価 ※2点(B)×1/8×8項目＝2.00 点 1.5点以上 2.5点未満： B	
		1 職員の人事に に関する計画(人員 及び人件費の効 率化に関する目 標を含む。)	1 職員の人事に に関する計画(人員 及び人件費の効 率化に関する目 標を含む。)			B	評価	B
							2つの小項目が両方とも 「b」評価であり、農林水産 省評価基準に基づくウェイト を用いて算出した結果、 「B」評価 ※2点(b)×1/2×2項目＝2.00 点 1.5点以上 2.5点未満：B	
		(1) 方針 IT 及び資産運 用等に関する研 修等により専門 的知識を有する 人材の育成を図 るとともに、基金 全体の業務量を 適切に見積もり、 業務量に応じた 適正な人員配置	(1) 方針 IT 及び資産運 用等に関する研 修等により専門 的知識を有する 人材の育成を図 るとともに、基金 全体の業務量を 適切に見積もり、 業務量に応じた 適正な人員配置	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・専門研修の実施 ・業務量に応じた適 正な人員配置 <評価の視点> ・専門的知識を有す る人材の育成を図	<主要な業務実績> IT 系や資金運用系の専門性の高い人材の確保のため、IT 系 職員及び資金運用系職員としての人員配置を行うとともに、 IT 系職員や資金運用系職員が他部等への異動時であっても、 IT 専門研修等を受講できるようにするなど、専門的知見の向 上を図るための取組を行った。 また、業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業 務を適切に遂行する観点から、情報セキュリティインシデン ト対応訓練に役職員 16 名が参加したほか、外部講師による情 報管理課職員専門研修を実施した。 年金資産の運用等の専門的知識の修得を図るため、資金部	<評価と根拠> 評価：b 専門性の高い人材の確保のため、IT 系職 員及び資金運用系職員としての人員配置を 行うとともに、IT 系職員や資金運用系職員 が他部等への異動時であっても、専門研修 を受講できるようにするなど、専門的知見 の向上を図るための取組などを行ったほ か、組織体制及び人員配置について、業務部 各課の業務量の動向に対応した人員の振り 替えを行うなど、必要な人員配置等となる	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥 当であると認められる。	

		を行う。	を行います。	る。 ・基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。	職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した（令和7年度の通信講座の実績：1名）。 組織体制及び運営状況について継続的に点検するため、職員面談や管理職からのヒアリング等を実施し、各部署の業務量の動向や業務の実施状況等の把握に努めたうえで、令和6年度に退職した職員の補充のため、令和7年4月に職員1名を採用したほか、業務部各課の業務量の動向に対応し、令和7年4月に情報管理課から給付課に1名振り替えるなど、必要に応じた組織体制や人員配置となるよう見直しを行った。	よう見直しを行ったことから、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
		(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数について期首を上回らないようにする。 (参考1) 期首の常勤職員数 74 人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,328 百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を 74 人とします。 (参考) 人件費見込み 797 百万円	<主な定量的指標> ・常勤職員数。 <その他の指標> － <評価の視点> ・常勤職員数が 74 人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 令和7年度末時点の常勤職員数は 73 人であり、引き続き 74 人を上回らないようにする。	<評価と根拠> 評価：b 令和7年度末の常勤職員数は 73 人であることから、b 評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	b 自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第7－2	積立金の処分に関する事項			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した現預金、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金に係る経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付	2 積立金の処分に関する事項 前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を必要に応じ次の経費に充当します。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金に係る経費(利子及び事務費を含む。) (3) 旧年金給付のための農業者年金記録管	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・預貯金の経費への充当。 <評価の視点> ・積立金の処分が適切であるか。	<主要な業務実績> 旧事務所の敷金分の金額については、敷金の返還のため前中期目標期間繰越積立金を取崩し、国庫納付した。	<評定と根拠> 評定：B 旧事務所の敷金分の金額については、適切に前中期目標期間繰越積立金を取崩し、国庫納付したことからB評定とした。 (評定区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	B	自己評価の「B」評定が妥当であると認められる。

		のための農業者年金記録管理システムの開発に係る経費 (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用 (5) 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の償却等に要する費用	理システムの開発に係る経費 (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権の償却に係る費用 (5) 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の償却等に要する費用				
--	--	---	---	--	--	--	--

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 7－3	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	1 内部統制の充実・強化 内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCA サイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。	3 内部統制の充実・強化 業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組みます。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施し、内部統制システムの充実・強化に取り組んだか。		B	評価 B 3 つの小項目がすべて「b」評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価 ※2 点(b)×1/3×3 項目＝2.00 点 1.5 点以上 2.5 点未満：B

しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。							
	(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。	(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化 理事長は、役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持って仕事に取り組むよう、内部統制システムの役職員への周知徹底を図ります。 また、理事長は、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理、業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためのモニタリング、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組みます。	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・理事長による内部統制の取組の指示。 ＜評価の視点＞ ・理事長は、「役職員の行動指針」を定め、指示し周知を図っているか。 ・理事長は、中期計画、年度計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行っているか。	＜主要な業務実績＞ 令和5年4月に理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」に従って業務に取り組むよう、新任職員研修の場などにおいて説明するとともに、事務室内やパソコン立ち上げ時に掲示するなど、役職員への周知の徹底を図っている。 理事長は、経営管理会議を四半期ごとに複数回、計11回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うなど、内部統制の充実・強化に取り組んだ。 理事長は、令和7年6月に令和6年度計画の業務実績の自己評価について、令和7年11月に令和7年度計画の進捗状況についての経営管理会議を開催した。 また、内部統制の推進に関する取組についての経営管理会議を開催し、内部統制に関する基本的事項について点検・評価を行った。 また、コンプライアンス委員会（令和8年3月24日開催）における取組状況の報告や、リスク管理委員会（令和7年9月10日及び令和8年3月13日開催）における業務運営のリスク把握及び顕在化防止、運営評議会（令和7年9月22日及び令和8年3月26日開催）における外部有識者等による点検等の取組を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：b 令和5年4月に理事長が定めた「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」について、役職員への周知の徹底を図ったほか、年度計画の業務実績の自己評価や進捗状況等についての経営管理会議を開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うなど、内部統制の充実・強化に取り組んだことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評定	b
						自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
	(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を	(2) コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・コンプライアンス	＜主要な業務実績＞ コンプライアンス委員会を令和8年3月24日に開催し、令和7年度コンプライアンス推進計画の取組状況や令和8年度コンプライアンス推進計画について審議を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：b コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進の取組状況等について審議するとともに、コンプライアンス推進計	評定	b
						自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

		図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。	図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進します。 また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。	委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンス推進の取組の公表。 ＜評価の視点＞ ・コンプライアンス委員会を開催し、審議を行っているか。 ・コンプライアンス研修を実施しているか。 ・措置を講じた場合は公表しているか。	コンプライアンス推進計画、取組状況等については、基金ホームページに掲載・公表した。 コンプライアンス研修については、令和7年度研修実施計画に基づき、以下のとおり実施した。 ① ハラスメント研修（令和7年12月 eラーニング） ② 法人文書管理研修（令和8年1月 eラーニング） ③ 情報セキュリティ研修（令和7年10月 外部講師） ④ 個人情報保護管理研修（令和7年11月 外部講師） ⑤ 倫理研修（令和8年2月～3月 eラーニング） なお、コンプライアンス事案の発生はなかった。	画、取組状況等を基金ホームページに掲載・公表したほか、コンプライアンス研修を実施したことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する					
		（3）リスク管理の徹底 リスク管理委員会における調査・審議を経て、業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するためのリスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、当該リスク管理マニュアル等により、リスク管理の状況をモニタリングするなど、リスク管理を徹底する。	（3）リスク管理の徹底 リスク管理委員会における調査・審議を経て、業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクに対して適切に対応するためのリスク管理行動計画及びリスク管理マニュアル等を策定し、当該リスク管理マニュアル等により、リスク管理の状況をモニタリングするなど、リスク管理を徹底します。	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・リスク管理委員会の開催。 ＜評価の視点＞ ・リスク管理委員会を開催し、リスク管理行動計画やリスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアル等を策定しているか。	＜主要な業務実績＞ 令和7年度におけるリスク管理行動計画に基づき、より適切なリスク管理が行われるよう、基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理チェックシート兼リスク管理マニュアルにより、令和7年9月10日に上半期、令和8年3月13日に下半期のリスク管理状況のモニタリングを行った。 また、下半期のリスク管理委員会においては、令和8年度におけるリスク管理行動計画について、調査・審議を行い決定した。	＜評価と根拠＞ 評価：b 基金役職員及び外部専門家をメンバーとするリスク管理委員会において、リスク管理のモニタリング等を行ったことに加え、業務受託機関の事務処理遅延の改善や、リスク管理の向上に、新たに取り組んだことから、b 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評価</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評価	b	自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	
評価	b										
自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。											

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7－4	情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底	4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底			B	評価	B
							3つの小項目がすべて「b」評価であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評価 ※2点(b)×1/3×3項目＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B	
	個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者等に係る多くの個人情報保有し、また、マイナンバー制度による情報連携が導入され、今後その対象が拡大されることから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金セキュリティポリシー」の見直し等を行う。 情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の実施状況についての点検を行い、情	(1) 情報セキュリティ対策の推進 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金情報セキュリティポリシー」の見直し等を行います。 情報セキュリティ委員会を上半期と下半期に開催し、情報セキュリティ対策の	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・情報セキュリティポリシーの見直し等を行ったか。 ・情報セキュリティ委員会を開催して、情報セキュリティ対策の実施状況等についての点検を行っているか。 ・CSIRTを構築し、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化したか。	＜主要な業務実績＞ ① 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備 基金では、情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制として CSIRT を構築しているが、これに加え、情報システムの運用継続については、危機的事象発生時にも迅速かつ適正に対応できるよう「独立行政法人農業者年金基金における情報システムの運用継続計画」（以下「IT-BCP」という。）の訓練として、新たに、基金 LAN システムのオフラインバックアップ復旧手順の読み合わせによる訓練を令和7年10月に実施し、情報セキュリティ対策等の強化を図った。 ② 情報セキュリティポリシーの見直し 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改正等を踏まえ、令和7年9月29日及び令和8年3月30日に、「独立行政法人農業者年金基金情報セキュリティポリシー」の見直しを行った。 ③ サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況	＜評価と根拠＞ 評価：b ①情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備、②情報セキュリティポリシーの見直し、③サイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況、④情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況、⑤職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況、⑥法令・規程等の遵守の徹底等のための取組状況について、適切な対応が行われていることから、b評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である	評価	b
							自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。	

	強化・徹底する。 なお、外部の状況変化、他機関等における事故の発生事例及び情報技術の進展等に応じて継続的に見直す。 【指標】 ○ 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況 ○ 情報セキュリティポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況 ○ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及び PDCA サイクルによる改善の取組状況 ○ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況及び法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況	報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内の CSIRT の組織対応能力を強化する。	実施状況についての点検を行い、情報セキュリティ対策を総合的に推進し、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ります。 また、基金内の CSIRT についても、運用の点検を行い、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力を強化します。	基金 CSIRT に対し、情報セキュリティインシデント対応訓練を令和 7 年 12 月 16 日に実施し、サイバー攻撃等のインシデントに対する組織的対応能力の強化を図った。 また、サイバー攻撃の糸口となる標的型攻撃メールに対策として、全役職員等を対象に標的型攻撃メール訓練を令和 7 年 9 月と 12 月に実施した。 ④ 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及び PDCA サイクルによる改善の取組状況 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告、情報セキュリティ関係規程等の見直し、IT-BCP の見直し等を行うため、情報セキュリティ委員会及び個人情報保護管理委員会を合同で 2 回開催（令和 7 年 9 月 30 日、令和 8 年 3 月 30 日）した。 また、情報セキュリティ対策推進計画及び教育実施計画については、PDCA サイクルによる改善を行うことで、情報セキュリティ対策等の強化、徹底を図っている。 ⑤ 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する訓練等の実施状況 ・令和 7 年 4 月 3 日に、新任職員等を対象として、情報セキュリティの確保及び個人情報の取扱いについて研修を行った。 ・令和 7 年 10 月に、全役職員等を対象として、一般的なセキュリティリテラシー向上に向けた研修を行った。 ・令和 7 年 11 月に特定個人情報を含む個人情報の適切な取扱いについて研修を行った。 ・令和 7 年 9 月と 12 月に、全役職員等を対象とした標的型攻撃メール訓練を行った。 ・令和 7 年 12 月 16 日に、CSIRT 関係役職員等を対象とした情報セキュリティインシデント対応演習を実施した。 ⑥ 法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況 令和 6 年度に実施した自己点検結果を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者から「離席時等の P C の画面ロック」を徹底するよう改善指示があったことから、令和 7 年 4 月から 9 月に毎月の役員部課長会における周知、課グループ情報セキュリティ責任者による毎月の情報共有及び指導、定期的な見回り・点検を実施した。 その結果、令和 7 年 12 月に実施した令和 7 年度の自己点検では、「いつも画面ロックして離席している」と回答した役職員等の割合が、67.0%（令和 6 年度）から 91.0%に改善した。 その他の自己点検結果についても統括情報セキュリティ責任者が評価・分析を行い、情報セキュリティ委員会（令和 8 年 3 月 30 日開催）に報告した。 また、情報セキュリティ監査を令和 8 年 1 月に実施し、基金の情報セキュリティ関係規程等の遵守状況を確認した。	c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	--	---	---	---	--

		（２）個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。 そのほか、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多く個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。	（２）個人情報保護対策の推進 個人情報保護管理委員会を上半期と下半期に開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善を図ります。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行います。 そのほか、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、下記研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の実施状況等についての点検を行っているか。	<主要な業務実績> ① 第 1 回個人情報保護管理委員会を令和 7 年 9 月 29 日に開催し、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施状況についての確認等を行うとともに独立行政法人農業者年金基金個人情報保護管理規程の細則の改正及び独立行政法人農業者年金基金行政機関等匿名加工情報提供要領の改正について審議し、令和 7 年 9 月 29 日付けで改正した。 ② 個人情報保護監査（外部監査）を令和 8 年 1 月に実施し、監査結果を踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 ③ 特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策については、毎年度点検を行うこととしており、今年度の点検は令和 8 年 3 月に実施し、点検結果を令和 8 年 3 月 30 日の個人情報保護管理委員会において報告した。 ④ 上記の対応について、最高情報セキュリティアドバイザーからのアドバイスや第三者による外部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、個人情報保護研修等を通じて認識を共有し、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行した。	<評定と根拠> 評定： b 個人情報保護管理委員会において、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、個人情報監査（外部監査）結果を踏まえ、PDCA サイクルによる個人情報保護対策の改善に向けた取組を行った。 また、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策の点検を行い、法令が求める対応にも適切に取り組んだ。 これらのことから、b 評定とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
		評定	b								
		自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。									
		（３）研修等の実施	（３）研修等の実施	<主な定量的指標> －	<主要な業務実績> 全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研	<評定と根拠> 評定： b	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥											

		役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。	役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練等を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底します。 また、人事異動による新任者に対しては、転入後速やかに同様の研修を行います。	<その他の指標> — <評価の視点> ・情報セキュリティ対策等に関する研修及び標的型攻撃メールに対する訓練を実施したか。	修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底した。 また、新たな試みとして、IT-BCP の教育訓練において、基金 LAN システムのオフラインバックアップ復旧手順の読み合わせによる訓練を行った。 さらに、基金の情報セキュリティ関係規程の遵守状況を確認するため、令和 7 年 12 月 8 日から 12 日に、情報セキュリティ対策の自己点検を実施することにより情報セキュリティの意識向上を図った。 加えて、令和 6 年度の自己点検結果を踏まえて、役職員等が適切な対応を行うよう、令和 7 年 4 月から 9 月に毎月の役員部課長会における周知、課グループ情報セキュリティ責任者による毎月の情報共有及び指導、定期的な見回り・点検による離席時におけるパソコンの画面ロックの徹底に取り組んだ。	全役職員等を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底したことから、b 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	当であると認められる。
--	--	--	---	--	---	---	--------------------

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第7－5	情報公開の推進・適切な文書管理			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	参考 （前中期目標期間最終 年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 情報公開の推進・適切な文書管理	5 情報公開の推進・適切な文書管理	5 情報公開の推進・適切な文書管理			B	評定	B
							2つの小項目が両方とも「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/2×2＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B	
	(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。 基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合には、業	(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。 基金や業務受託機関における	(1) 情報公開 公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行います。 基金や業務受託機関における	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づく適切な情報公開。 <評価の視点> ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等につい	<主要な業務実績> ・役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準（令和6年度） ・資産保有状況（令和6年度） ・第5期中期目標期間（令和5年度～令和9年度）に係る事業計画（令和8年度計画）等を基金ホームページに掲載し、情報公開を行った。 令和7年度において、不適切な事務処理誤りはなかったが、業務受託機関において事務処理遅延が発生した。当該業務受託機関に対しては、該当被保険者等への対応及び業務改善計画（再発防止策）の提出を求めた。 今後、基金や業務受託機関において重要性の高い事務処理誤りや事務処理遅延が発生した場合には公表を行う等、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	<評定と根拠> 評定：b 役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準等について、基金ホームページで情報公開を行った。 また、令和7年度において、基金での事務処理ミスはなかったが、業務受託機関において事務処理遅延が発生した。当該業務受託機関に対しては、該当者等への対応及び業務改善計画（再発防止策）の提出を求めたことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改	評定	b
							自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	

	務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合には、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努める。	事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合には、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努めます。	て、ホームページ等で適切に情報公開しているか。 ・基金や業務受託機関における事務処理誤りや事務処理遅延など不適切な事案が発生した場合には、業務受託機関と共有を図るとともに、事案の重要性等に応じて速やかに公表するなど、基金等及び制度の信頼性確保に努めたか。		善を要する					
	(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進する。	(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底する。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進する。	(2) 文書管理 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）等に基づき、加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底します。 また、原本性の確保に配慮しながら、文書の保管・印刷費等のコスト低減や検索性の向上等を図る観点から、文書の電子化を推進します。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・加入者に関する記録及び文書等を適切な期間において保存するとともに、マイクロフィルム化するなど適切な原本文書の管理・保管を徹底したか。 ・文書の電子化を推進したか。	<主要な業務実績> 公文書等の管理に関する法律及び独立行政法人農業者年金基金法人文書管理規程に基づき、加入者等に関する記録及び文書等を適切な期間において保存し、マイクロフィルム化するなど、適切な原本文書の管理・保管を徹底するとともに、令和 6 年度の法人文書の管理状況について、令和 7 年 8 月に内閣府へ報告を行った。 文書の電子化については、基金内の会議のほか、業務受託機関を対象とする会議においても資料の電子化を進めるなど、文書の電子化（ペーパーレス化）に向けた取組を推進した。	<評定と根拠> 評定：b 公文書等の管理に関する法律等に基づき、適切に文書管理を行ったほか、文書の電子化を推進したことから、b 評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。</td></tr></table>	評定	b	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。	
評定	b										
自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。											

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第 7－6	適正な監査の実施等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図り、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図る。	6 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図るため、毎年度策定する内部監査計画及び内部監査実施計画に重点項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。	6 適正な監査の実施等 内部監査機能の充実・改善を図るため、毎年度策定する内部監査計画に重点項目を設定し、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図ります。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・毎年度策定する内部監査計画に重点項目を設定し、適正に内部監査を実施し、適切な業務運営の確保を図ったか。	＜主要な業務実績＞ 令和 7 年度内部監査計画を令和 7 年 5 月 23 日に策定した。 同計画では、事務所移転後の情報の保存・管理について令和 6 年度の内部監査以降に実施した取組について重点的に監査することとしており、これに基づき令和 8 年 2 月に内部監査を実施した。 また、情報セキュリティ監査についても、昨年度に引き続き外部監査人による監査を実施した。 なお、両監査において懸念事項となっていた個人情報を保管している書庫の鍵の管理について、新たに「書庫等の鍵の管理に関する規定」を設け、キーボックスを設置し、厳重に管理が出来ている。	＜評価と根拠＞ 評価：B 内部監査規程に基づき内部監査計画を策定し、その計画に従って内部監査を適切に実施したことから、B 評価とした。 （評価区分） S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	B 自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（その他業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第7－7	業務運営能力の向上等			
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	5 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等	7 業務運営能力 の向上等			B	評価 B
							2つの小項目が両方とも「b」評定であり、農林水産省評価基準に基づくウェイトを用いて算出した結果、「B」評定 ※2点(b)×1/2×2項目＝2.00点 1.5点以上 2.5点未満：B
	(1) 研修の充実 農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。 このため、基金の職員及び業務受託機関の担当者を対象とした農業者年金制度、農業者年金記録管理システムの取扱い及び情報セキュリティ等に関する研	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。 IT（情報技術）及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務	(1) 研修の充実 ア 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を原則2回実施します。 IT（情報技術）及び年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・新任者研修、専門研修の実施、民間研修の活用。 ・理解度テストの実施。 ・研修等の実施計画の策定。 ・職員の専門資格取得支援。 <評価の視点> ・新任者研修、専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 ・理解度テストを実施しているか。	<主要な業務実績> ア 農業者年金基金職員 独立行政法人農業者年金基金職員研修実施方針に基づき、策定された「令和7年度研修実施計画」に従い計画的に職員の能力向上を図るとともに、新任職員については、農業者年金基金の業務全般についての研修を令和7年4月に実施したほか、拡充研修として年金制度に係る研修を令和8年2月に実施した。 また、令和8年度研修実施計画を令和8年3月に策定した。 業務等のデジタル化に適切に対応し、専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、情報セキュリティインシデント対応訓練に役職員16名が参加したほか、外部講師による情報管理課職員専門研修を実施した。 さらに、全役職員等を対象としたIT（情報技術）研修を令和8年3月に実施した。 資金の運用環境の変化等に対応するため、資金部職員専門研修として、通信講座による資金運用の研修等を実施した（令和7年度の通信講座の実績：1名）。 また、資金運用の専門家を講師とした資産運用に関する専門的な研修を令和7年12月24日及び令和8年3月31日	<評定と根拠> 評定：b ア 研修実施計画を策定し、新任者研修や専門研修を実施し、民間研修も活用して人材の育成を図ったほか、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解度テストを実施するなどの取組を行った。 イ 新任者入門研修会を現地開催、新任者等業務研修会及び専門業務研修会をハイブリット形式で行い、会議開催手法にとられず開催するなど業務受託機関担当者の研修の充実に努めた。 これらのことから、b評定とした。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回	自己評価の「b」評定が妥当であると認められる。

	修を実施する。 また、基金において、IT(情報技術)及び資産運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。	に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。 なお、研修終了後に理解度テストを実施する。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。 イ 業務受託機関担当者 業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。 都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者対象とした農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師として職員を派	した専門研修を実施します。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用します。 なお、研修終了後に理解度テストを実施します。 また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図ります。 イ 業務受託機関担当者 年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者対象とする専門研修会を開催します。 都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者対象とした農業者年金記録管理システム操作及び情報セキュリティ等に関する研修会に講師として職員を派遣します。	・研修等の実施計画を策定しているか。 ・職員の専門資格取得支援を実施しているか。 ・年度当初に都道府県段階の業務受託機関の新任担当者対象とする研修会を、また、年度上半期に都道府県段階の業務受託機関の担当者対象とする専門研修会を開催したか。	に実施した。 なお、当基金が主催した研修においては、研修終了後に理解度テストを実施した。 資格取得支援については、平成21年に策定した資格取得支援要綱に基づき実施しており、職員が資格を取得しやすい環境の整備に努めている(令和7年度の資格取得支援実績：2名)。 イ 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者対象とする業務研修会については、令和7年4月に新任者入門研修会、担当者会議、令和7年5月に新任者等業務研修会を現地開催、令和7年6月には専門研修会を現地とWebを併用したハイブリット方式により実施した。 また、当日の講師の説明をビデオ録画し、基金ホームページに掲載し、業務受託機関の担当者が随時活用できるよう対応した。 都道府県段階の業務受託機関が開催する業務受託機関の担当者対象とした農業者年金記録管理システム操作等に関する研修会に講師として30府県に職員を派遣した。(参考：令和6年度派遣実績：27府県)	る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	---	---	---	---	--	---	--

		遣する。						
							評価	b
	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性などを把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に資するため実施する。 考查指導に当たっては、加入者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、その対応を検討し、研修会等を通じて基金内及び業務受託機関へ周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。 ア 中期計画期間における考查指導の対象については、加入者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考查指導を実施する。 イ 考查指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当国会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図る。	(2) 委託業務の質の向上 業務受託機関を対象とした考查指導については、考查指導実施計画を6月までに策定し、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施します。 ア 考查指導実施計画に従って、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関に対して計画的・効率的に考查指導を実施します。 イ 前年度の考查指導により把握した事例、注意すべき課題等について、担当国会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考查指導の効果の浸透を図ります。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・考查指導の効果の浸透。 <評価の視点> ・考查指導実施計画に従って、業務受託機関に対して計画的・効率的に考查指導を実施したか。 ・考查指導の効果の浸透を図っているか。	<主要な業務実績> ア 令和7年度考查指導実施計画を令和7年4月3日に策定した。 業務量等を勘案して中期計画策定時に策定した業務受託機関を対象に、考查指導を令和7年6月から12月にかけて18道県に対し、令和7年度は重要な課題である加入推進についてより重点を置き、計画的・効率的に実施した。 (参考) 考查指導実施業務受託機関数(令和7年度) 農業会議 : 9機関 農業協同組合中央会 : 9機関 農業委員会 : 102機関 農業協同組合 : 38機関 総 数 : 158機関 イ 前年度の考查指導結果等については、令和7年4月に開催した担当国会議において都道府県段階の業務受託機関に対し、優良事例を含め説明するとともに、基金ホームページに掲載した。 また、都道府県段階で開催する担当国会議や研修会等を通じ、農業委員会及び農業協同組合に対して業務処理の改善に向けて周知徹底するなど、考查指導結果の浸透を図った。 さらに、業務受託機関に対する考查指導時においても、前年度の考查指導結果等の浸透を図った。	<評価と根拠> 評価 : b 考查指導については、令和7年度考查指導実施計画に基づき、計画的・効率的に実施したことから、b評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		自己評価の「b」評価が妥当であると認められる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 7－8	温室効果ガスの排出の削減		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	行政事業レビューシート事業番号：003218

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	6 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に準じ、実行可能な取組について計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。	8 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に準じ、実行可能な取組について、事務所移転後の令和 7 年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、実施状況の点検を行う。 なお、令和 5、6 年度においては、平成 29 年 5 月 10 日に策定した「独立行政法人農業者年金	8 温室効果ガスの排出の削減 温室効果ガスの排出削減に向けた取組を実行していくため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に準じ、実行可能な取組について、令和 7 年度に計画を策定し、それに基づく取組を行うとともに、令和 8 年度以降、前年度の実施状況の点検を行います。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・「独立行政法人農業者年金基金における温室効果ガス排出等のための実行計画」で定めた計画を実行したか。	＜主要な業務実績＞ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に準じ、令和 7 年 12 月 24 日に「独立行政法人農業者年金基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画を策定した。 なお、令和 7 年度においては、以下の取組を行うとともに、実施状況の点検を行うこととしている。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、ホームページで公表した。 ・コピー用紙、封筒等の用紙類については、調達の際の仕様書に再生紙の利用を明記した。 ・両面印刷、両面コピー、2 アップ以上の印刷の徹底を可能な限り図るとともに、電子メールや Web 会議の活用、会議へのパソコンの持込みなど、ペーパーレス化を推進し、用紙類の使用量の削減を図った。 ・夏季（5～10 月）における建物内での服装について、クールビズを励行した。 ・昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き消灯を徹底した。また、夜間における照明も、残業上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底するとともに、消し忘れ防止機能を導入している。 ・事務所内に分別回収ボックスを適切に配置し、分別回収の取組を進めた。	＜評価と根拠＞ 評価：B 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)に準じ、実行可能な取組については、令和 7 年 12 月 24 日に計画を策定し、それに基づく取組をするとともに、これを踏まえた取組を適切に実施したことから、B 評価とした。 (評価区分) S：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある A：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	評価	B 自己評価の「B」評価が妥当であると認められる。

		基金における温室効果ガス排出等のための実行計画」で定めた計画を実行する。					
--	--	--------------------------------------	--	--	--	--	--